

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時41分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 「中間とりまとめ」における今後の対応策(工程表・1年以内)の進捗状況について(資料②)
- 三好病院新高層棟の基本設計について(資料③)

中張危機管理部長

この際、1点、御報告いたします。

「中間とりまとめ」における今後の対応策(工程表:1年以内)の進捗状況についてであります。

本年8月3日に地震津波減災対策検討委員会において示された、地震津波減災対策中間取りまとめにおきましては、課題と今後の対応策について時間軸を入れてまとめた工程表が別表として添付されております。

この工程表は緊急的な対応と中長期的な対応に分かれており、さらに緊急的な対応は1年以内と3年以内に分かれております。

こうして位置づけられた対応策の項目数は、お手元の資料にありますとおり、1年以内が117項目、3年以内が111項目、中長期的な対応が101項目の合計329項目を数えております。

このうち、1年以内に対応する項目の取り組み状況といたしましては、防災・減災対策が63項目、被災者対策が38項目、産業対策・社会づくりが8項目、それぞれ着手済みとなっております。主なものとしたしましては、着手済みの事例にありますように、例えば防災・減災対策として、高規格道路を活用した避難誘導体制の構築、公共建築物の耐震化推進、被災者対策として、津波被害にも対応した学校施設の避難所機能強化、産業対策・社会づくりとして、地震、津波による農地の塩分除去等、早期復旧計画の検討など、全体の93%について既に対応しているところであります。

一方、未着手の事項としては全体で8項目あり、未着手の対応策にありますように、防災・減災対策として、BCP策定の推進、庁舎機能移転先の選定、市町村における各支所の災害対応力を向上させる体制の検討、自動車を利用した避難誘導方法の検討、被災者対策として、被災地が必要とする物資の調整、マッチング方法の検討、ライフラインの代替方法等の検討、捜索活動に関する連携方法等の課題の抽出、産業対策・社会づくりとして、燃料タンク等の火災防止対策の検討であります。

なお、未着手8項目につきまして、国の検討を待つものもありますが、早急に対応してまいりたいと考えて

おります。

以上、御報告申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

小森保健福祉部長

11月定例会に追加提出を予定しております保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。表の上から2段目でございますが、保健福祉部といたしまして960万円の増額補正をお願いしております。財源は全額、基金繰入金でございます。

2ページをお願いいたします。表の下から3段目、医療政策課の医務費の摘要欄①のア、広域災害医療体制整備事業費960万円は、災害時の緊急ネットワークの確立を図るため、地域医療再生基金を活用し、保健所を初め災害医療対応関係機関に衛星携帯電話の配備を行うものであります。

提出予定案件の説明は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

蔭山農林水産部副部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております農林水産部関係の案件は、閉会日に追加提出を予定しております平成23年11月補正予算案でございまして、去る11月21日に成立いたしました国の補正予算に迅速に呼応し、本県独自の防災、減災対策も盛り込み、県民生活や県内経済を守るための所要の予算措置を行うものでございます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算一般会計の総括表でございまして、表の中ほど、農林水産部といたしましては17億9,880万3,000円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は80億2,862万2,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。農林水産部関係の主要事項でございます。

まず、水産課関係でございますが、漁港管理費につきましては、摘要欄①県管理漁港維持補修費で、県が管理する漁港の維持補修に要する経費として、5,000万円の増額補正をお願いしております。漁港建設費につきましては、摘要欄②広域漁港整備事業費で、漁港の津波対策を図るために施設を整備する経費や、摘要欄③漁港海岸保全施設整備事業費で、高潮や津波などから地域を守るための海岸保全施設を改良する経費、また、摘要欄④県単独漁港漁場整備事業費で、県管理漁港の施設機能の維持向上のための改良工事の経費など、5億990万円の増額補正をお願いしております。水産課合計といたしましては、補正額の欄に記載のとおり、5億5,990万円の増額となっております。

農業基盤整備課関係でございますが、土地改良費につきましては、摘要欄①県単独土地改良事業費で、津波に備えた陸間を整備する経費として、1,000万円の増額補正をお願いしております。また、農地防災事業費につきましては、摘要欄①耕地地すべり防止事業費で、地すべり被害を防止する土どめ工などの対策を実施する経費として、1億2,977万円の増額補正をお願いしております。農業基盤整備課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、1億3,977万円の増額となっております。

4ページをごらんください。森林整備課関係でございますが、林道費につきましては、摘要欄①森林基盤整

備事業費で、緊急輸送路を補完する林道の整備に必要な経費として、9,792万5,000円の増額補正をお願いしております。また、治山費につきましては、摘要欄①治山事業費で本年度の豪雨により崩壊した荒廃山地復旧のための谷どめ工などを実施する経費や、摘要欄③災害関連緊急治山事業費で台風12号、15号の豪雨により崩壊した荒廃山地復旧のため山腹工などを実施する経費を、摘要欄④災害関連緊急地すべり防止事業費で台風12号の豪雨により発生した地すべり被害対策のため、アンカー工などを実施する経費など、10億120万8,000円の増額をお願いしております。森林整備課合計といたしましては、補正額の欄に記載のとおり、10億9,913万3,000円の増額をお願いするものでございます。

農林水産部の提出予定案件は以上であります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

海野政策監補

続きまして、県土整備部関係の追加提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

今議会では、県土整備部といたしまして、先般、国において成立いたしました第3次補正予算におきまして、全国防災対策費が認められたことを受け、これに迅速に呼応するとともに、県独自の施策も盛り込み、災害に強い県土基盤を創造する公共事業、予防保全型の維持補修事業を実施するため、平成23年度一般会計補正予算に係る歳入歳出予算の追加提案を予定しているところでございます。

お手元の資料の1ページでございますが、一般会計の歳入歳出予算総括表の補正額の欄、下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、今回、24億3,289万2,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、219億3,184万3,000円でございます。また、補正額の財源につきましては括弧書きで記載してございます。

次に、5ページ、各課別の主要事項説明でございますが、まず、都市計画課でございますが、摘要欄に記載のとおり、公園整備事業費の決定によりまして、8,250万円の増額をお願いしております。

続いて道路整備課でございますが、緊急地方道路整備事業費や道路改築事業費などの決定に伴い、6ページの計欄にございますとおり、12億12万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次の河川整備課につきましては、地震・高潮対策河川事業費や河川特殊改良事業費などの決定に伴い、5億750万円の増額をお願いするものでございます。

続く砂防防災課につきましては、通常砂防事業費、地すべり対策事業費などの決定に伴いまして、7ページの計欄でございますが、4億8,820万円の増額をお願いするものでございます。

最後の運輸政策課、港湾空港課につきましては、県単独港湾整備事業費の追加及び港湾海岸保全施設整備事業費の決定に伴い、1億5,456万7,000円の増額をお願いするものでございます。

5課を合わせました補正額の合計は、最下段に記載のとおり24億3,289万2,000円となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

三宅病院局長

この際、1点、御報告させていただきます。

三好病院新高層棟の基本設計についてであります。お手元に御配付の資料をお願いいたします。

三好病院高層棟改築工事につきましては、昨年12月から基本、実施設計を行ってきたところであり、この

うち基本設計がこのたび完了いたしました。

新しい三好病院は、救急医療とがん医療を特色とする四国中央部の拠点病院を目指し、整備を進めているところであり、新病院の構造、階数、延べ面積等を概要にまとめております。

また、新病院の特徴といたしまして、屋上にヘリポートを整備することや免震構造の採用など安全安心な病院づくり、放射線治療機器の設置など医療機能の充実、個室を大幅に増加するなど快適な療養環境づくり、そして、だれもが利用しやすい病院となるよう計画をいたしているところであります。

2ページ目をごらんください。新病院の配置計画であり、現病院の駐車場用地に建設することといたしております。

3ページをごらんください。引き続き使用する低層棟も含め、各階の部門別の配置をお示しております。

そして、4ページには模型写真、最後の5ページには完成予想図を添付いたしております。

報告は以上でございますが、病院局といたしまして引き続き事業の進捗に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

久米川警備部長

私からはお手元にお配りさせていただいております説明資料に基づきまして、平成23年11月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算総括表でございますが、総額で900万円の補正予算を計上しております。その財源内訳といたしましては資料の括弧書きのとおりでございます。

続きまして8ページをお開きください。主要事項の御説明をいたします。

補正予算900万円の内訳は警察活動費でありまして、災害による停電時にも信号が滅灯しないようリチウムイオン電池を用いた静止型信号機電源付加装置設置に要する交通安全施設整備事業の経費でございます。

以上、平成23年11月補正予算案について御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

南委員長

以上で説明及び報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

来代委員

三好病院のことはちょっと後にしておいて、緊急性があるというのではないんですけど、きのうからテレビを見ていましたら、東京電力というすばらしい会社は放射能汚染のセシウムが入ったタンクの水を堂々と海に流すとおっしゃる。東京電力の大体テレビに出てくる人はしたり顔で、東大を出ているのかどうか知りませんが格好をつけてしゃべっている。水の中で放射能が溶けるから放射能を流すと。ところが魚、回遊魚、特にカツオ、ハマチ、サワラこれらは日本列島の両方を回遊しているわけで、これが流されてそのまま放射能が入った魚が食卓に回ってくるとなりますと、鹿児島でとれた魚でも東北や仙台で降ってきたかもわからない。そういうのを堂々と流すということに対して、今、全国の漁協は必死になってそれを阻止しようとしている。当然、

徳島だって粉ミルクに心配なことがあったらこれだけ家庭というのは真剣になられる。今、家庭の生活、特に主婦層はとにかく自分の子供にはまともに育てほしい。時々、東京、関東のほうでは甲状腺がはれ過ぎて明らかに放射能病に近いような診断結果もいっぱい出ている。県は一体、漁業の阻止行動にどういう考えを持っておられるのか。本当に魚が大事で四国が大事だったら、きのうおととも全国の漁協は集まって、かなり強い抗議行動をなさっておりましたけど、あれに協力して、もっと徹底して国、東京電力に対して食べ物を守れということを強行に申し入れるべきと思いますが、農林水産部、新田さんがおいでしておりますが、どのように考えておられますか。

新田農林水産部次長

報道等によりますと、昨日、12月8日でございますが、東京電力が福島第一原子力発電所の低濃度汚染水を来年3月にも海洋に放出する計画があるということを明らかにしております。これに対しまして、委員御指摘のとおり、全国の漁協者で組織しております全漁連は同日東京電力及び経済産業省に対しまして、この計画に対して強く抗議を行ったところでございます。農林水産省のほうでございますが、水産庁に事前に話がございます、農林水産大臣も東京電力と経済産業副大臣に対しまして、それはまかりなりませんと明確に返事をしたと聞いております。

東京電力は同日このような反発を受けまして、低濃度汚染水の海洋への放出を当面見送ることといたしまして、この計画を除きました施設運営計画を経済産業省原子力安全・保安院に提出したというふうに聞いております。

私も農林水産部といたしましては、食の安全安心が叫ばれる中、消費者に不安を与えまして、風評による水産物離れにつながるおそれがある汚染水の海への放出につきましては、まことに遺憾であると考えております。今後、東京電力に抗議しております漁連と連携いたしまして情報収集等に努め、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

来代委員

漁協があれだけ真剣になられているのだったら、けさの一番あるいはきのうの夜にでも漁連の会館に行って、県はどのように対応するべきか、そしてどのように協力できるか、もっと詳細に詰めて、これは時間がないうちです。真剣にやらないと流した後は、どれがどの魚か印がつかないので。ちょっと手ぬるいと思う。もっと真剣にやってほしい。それにそういう水が入ってくると、新田次長さん、特に放射能セシウムというのは沼地に物すごく残って、物すごい強い力を発揮する。あるいは表土から18センチということは、レンコンとかニンジンとかなると金時とか、これにだって物すごく影響が出てくるんです。それも既に農林水産省では心配しているんですよ。皆さんはここに座って、のうのうとしているのではないと思いますけども、もうちょっと積極的な強い態度でやらないと、あなた方が何を食べようと自由だけでも、3歳以下や体の弱い人が食べたときは必ず影響が出てくるんだから、その人たちのためにもっと早急な対応策をとっていただくわけにはいきませんか。

新田農林水産部次長

土壌それから水産物、農産物についての御質問でございます。特に本県の農用地土壌につきましては、県内6カ所、石井町、吉野川市、三好市、勝浦町、上板町、海陽町でございますが、こちらのほうで7検体の土壌を採取いたしまして、農業研究所におきまして放射能検査を行っております。また、県立保健製薬環境センターにおきましても、上板町の畜産研究所の土壌を調査しておりますが、いずれも異常はございませんでした。またブランド農林水産物、それから米でございますが、これらにつきましても出荷が本格化する時期に毎月検査いたしております、これまでも計6回、21品目、109検体について測定しておりますが異常は認められておりません。

特に水産物につきましては、安心安全を確保するため、鳴門わかめ、チリメン、ハモ、アオリイカ、すじ青ノリと順次ブランド品目の検査を実施しております、さらに消費者の皆様の関心が特に高い、本県沖で漁獲された戻りカツオにつきましても検査を実施しております、安全を確認しております。

しかしながら、委員御指摘のように今回の汚染水の海への放出につきましては、まことに遺憾でございますので、先ほど申し上げましたように、反対をいたしております漁連としっかり連携して対応してまいりたいと考えております。

来代委員

今まではなかった。これからがあるわけ。例えば農林水産省では3月11日に爆発したときに、もう既に黄砂に入って、いわゆるウラン原子というのは雨の中に入るらしいんですよ。黄砂というのは重みがあるから、黄砂の中でかなり全国的にまかれていると。ところがそのときはたまたまカリウム系の有機肥料がかなりきつかったんで、一応溶けた。しかしこれから東北の風、西北の風が吹くたびに、完全に沖縄まで飛んでくるんだから、今まで以上の対策をとってほしい。これは農林水産省がはっきり言っているんで、今まで以上、3倍、5倍以上の検査と真剣な防護策、防止策というのをとっていただきたいんですが返事できますか。

新田農林水産部次長

ただいま委員の御指摘を受けまして、農林水産部としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

小森保健福祉部長

ただいまの来代委員のほうから放射能汚染に関する御懸念のごもった質問をいただいたところでございます。

保健福祉部におきましても9月に1,900万円の予備費を活用いたしまして、ゲルマニウム半導体検査器を購入すべく手続を行っていたところでございます。11月24日、これが食肉衛生検査所のほうに配置されまして、現在、この運転の訓練を実施しているところでございます。今議会におきましても食肉衛生検査所の設置に関する一部条例の改正案をお願いしているところでございまして、本会議でこれが可決されますと、1月から本格的な実施を行いたいと考えております。

しかしながら、先ほど来代委員からお話がありましたように、明治乳業のステップ粉ミルクの放射能汚染、セシウム汚染という問題が発覚いたしております、850グラム缶の回収が行われているところでございます。

県におきましても、できるだけ早く訓練を完了いたしまして、期限はまだ申し上げられませんが、他県から搬入されます食品、県内に流通しております食品等につきましても、できるだけ早く検査が実施できるよう取り組んでまいりたいと思います。

来代委員

それを聞いて大分安心するんですけど、ないない言っても出てきたら困るのは子供なんですよ。これからの日本を背負う人たちが困るんです。より真剣にやっていただきたいと申し上げますと同時に、東京電力はセシウムをあれだけ出しておきながら、あれは東京電力の持ち物でない、あれは国民全部の持ち物であるということを裁判所で言って、裁判所が認めたとか認めないとかいう報道を聞いたことがあると思います。いつから東京電力でつくったセシウム汚染が国民の持ち物になってしまったんですかね。こういうことを言う電力会社に対して、やはり四国電力だっていつああいう立場になるかわかりません。ここは気の強い危機管理部長さん、あるいは東京から来た海野政策監補さん、四国電力に対して今の徳島県は弱過ぎる。長安口でつくった電気だって安く買ったたかれて、県民がこんなに協力した辰巳の火力発電所にしたって、みんなよそに売られて、徳島は電気料金の値上げだけ残されて、そして何かのときには東京電力に倣って四国電力も素知らぬ顔じゃ。こんな電力会社のずるい体質を絶対に許してはいけない。もっと強い態度で四国電力にきちんとするように申し込んでくれませんか。

中張危機管理部長

四国電力につきましては、福島第一原発の事故以降、いろいろと県民の皆さんが心配しております。ですから我々も今までにはなかった四国電力との話し合いの場を持ちまして、いろいろと情報を収集しておりますので、そういう中で我々も言いにくいこともっております。ですからそういう今の話し合いをしっかりと持ち続けていって、委員のお話もしっかり伝えていきたいと思っております。

来代委員

知事は関西広域連合で大阪や兵庫のほうばかり向いている。だから愛媛県の知事なんかは伊方発電所は愛媛県のものだから、徳島にとやかく言われるものではないということのを平気で言う。四国は人間一緒じゃないですか。伊方から池田に飛んでこないんですか。ああいう愛媛県の知事のような言葉が簡単に出て、徳島が黙っておるということがおかしい。言われたら言い返したらいい。それぐらい強い態度で、電力会社というのはどこがどうとは言いませんが、おおむね自分のことだけを考えて、うそばかり言う。電気代を上げるときはぱっと上げて、下がる時はいつも下げない。そういう電力会社に対して、県民は皆さんだけが頼りなんです。厳しくやってくださいよ。返事してくれますか。

中張危機管理部長

先ほども言いましたけども、やはりそういう県民の心配は、きっちりと四国電力のほうにお伝えしてまいります。

来代委員

もう一つ気になっているんですけど、この前から新聞、テレビで騒がれて、いいことだという声があったり、見切り発車という声があったり、絵にかいたもちどころか絵にかいた腐ったもちだという声もある。県が譲渡してもらうのか、購入するのか、買収するのか、鳴門病院ですが新聞やテレビで知事が譲渡してもらうという言葉が出てきますと、県民の大半は知事はすごい、国から鳴門病院をもらった、ただでもらったようなもの、これだけのものを国からただでもらえる知事はすごいという声がある。一方ではこれは蓮舂さんという仕分けとか偉そうにしている人がいて、松崎さん、怒らんとってくださいよ、これは世間の声だから。民主党の蓮舂さんに押しつけられたのではないかという声もある。一体これはここにおられる皆さんが協議して、鳴門病院はぜひとも買わなければいけないと協議をして買うことになったのか。あるいはオンリーワンと言えば格好いいが、オンリーワン、1人が決めて皆さんにおりてきたのか、どちらですか。

木下医療政策課長

来代委員から鳴門病院のことについての御質問をいただいています。初めの御質問は譲渡なのか買収なのかということですが……（「新聞は譲渡って書いている」と言う者あり）確かに対価は必要としておりますので、それから申し上げますと買い取りというようなことになるかと思えます。それから経緯でございますけども、もちろん内部で十分協議の上、決定したということでございます。

来代委員

違うでしょう。これは土地の値段がこのくらい、医療設備がこのくらい、採算がこのくらい、患者がどのくらい。そういうのを決めて、稟議、稟議、会議、会議をして、これ以上の心配はないということで買うと決めるのが県庁の本来の立場でしょう。買えと言われた、要る要らない、あればいい、それぐらいの話で煮詰めないで買うのは衝動買い。思いつき買い。小森部長、あなたも会議に入って決めたんですか。それとも本当は余り知らないで賛成したんですか。後から知ったんですか。そういう買い方をしたのではないんですか。

小森保健福祉部長

健保鳴門病院のこれまでの経緯について、若干御説明させていただきたいと思えます。

平成16年度ごろに社会保険病院の整理統合化という動きが出てまいりました。平成20年ごろからは与党、社会保障政策会議におきまして、社保病院についてはRFOに現物を出資し譲渡先を検討というふうなことで、このころから非常に社会保険病院をめぐる環境が……（「それ16年ですか」と言う者あり）20年でございます。このころからめぐる環境が厳しくなってきたところであります。その後、政権がかわりまして、RFOの設置期間をどうするかということで、いろいろ国会のほうでも審議されたところでございますけども、22年8月に、平成24年9月30日まで2年間延長するという法律が成立したところであります。その後、今年度に入りまして6月でございますけど、地域医療機能推進機構というものに改組されるということで、6月24日に法律が公布されております。

しかしながら、これは運営をする新たな機構でありますけども、その法案の付帯決議の中で、改組するまでの間、社会保険病院等の譲渡に向けた取り組みを推進することが1点。それから改組後も可能な限り譲渡

に向けた取り組みに努めるというような付帯決議がなされたところであります。

御承知のように健保鳴門病院につきましては、こういった社会保険病院それから厚生病院をめぐる厳しい環境の中で経営がなされてきたところであります。健保鳴門病院におきましても過去、15年から17年にかけて経営改善計画に取り組んできたところでありますけれども、国のほうの情勢の中でドクター離れが始まるとか、あるいは看護師不足などの事態が生じたところであります。

それに加えて、平成20年でございましたけれど、筋弛緩剤による医療事故が発生し、入院患者それから外来患者が大幅に減少するという、厳しい経営に一層なったわけでございます。それから平成21年に入りまして、循環器の医師が4名全員やめるということで、その後、徳島大学の御協力をいただき医師の補充ができたわけでございます。

こういった厳しい環境の中で地元鳴門市を初め医師会等からも県に対して公的病院の存続についての要請がなされたところであります。

ではこの会議に私が入ったのかどうかということでございますけれども、当然、20年度に私は医療健康政策局長を拝命しておりますので、そのころから国の動向も見きわめながら、また地元の意見も聞きながら、どうあるべきか、目まぐるしく変わる国の動向も踏まえながら検討してきたところであります。当然、健保鳴門病院の将来像を見据えた場合、これまでの経営環境がどうであったかということも調査をいたしております。

本会議でも知事のほうから答弁をしたところでありますけれども、4年連続の単年度赤字という状況は今も続いているところであります。しかしながら未来に向けた取り組みも健保鳴門病院は厳しい経営環境の中で職員一同一丸となって取り組んできたところであります。その1つのあらわれが、10月26日、地域医療支援病院として県からの認定を受けたということで、経営環境についても改善されると考えております。県といたしましてはこの健保鳴門病院をめぐる厳しい環境、それから市民、県民の不安に対してどうこたえていくか、政策医療を担っている救急あるいは災害医療、こういったものをどう県北部で支えていくかということを真剣に考えた結果、知事の答弁に至ったものと考えております。

来代委員

それが大体、想像見切り。その横におられる病院局長なんかそんな話は聞いていない。知っていたのは小森さんと二、三人だけ。恐らく小谷さんと石本さん。ほかの人はだれも聞いていない。みんなで煮詰めて、こういう体制でいきましょうと繰り返し、繰り返しシミュレーションして買うのが県民の税金を使う県の立場。あなたの方のは、適当に会話してあったほうがいいたろうからって買うわけ。自分の金だったら衝動買いでもオーケーです。でも県民の金を使う以上、煮詰めることが3つも4つも足りなかった。これは認めなければいけないでしょ。認めませんか。まず認めないといけない。

その上で赤字でお医者さんはいない、MRIは1個だけ、耐震化はしている、しかし医者もいなければ看護師さんもない。これではどういうふうになっていけばいいのかわからない。それを購入して、しかも県が購入したら、当然ほとんどの人は県職員にしないといけない。県職員にしないような病院だったら県が購入した意味がない。恐らく、独立行政法人にしますからとか、あるいはどこかの病院に委託管理あるいは指定管理でいきますとか言うんでしょう。それをやったところで県民の税金は最低5,000万円から2億円の持ち出しになる。鳴門市のために、いわゆる医は仁術、しかしこれだけ赤字を抱えて、医師不足なのに、県立の病院が

できるとなると、そのために今ある中央病院、三好病院、海部病院の医者に迷惑をかけてはいけません。そういう計画がきちんとできて初めて、これを購入するということを公表するのが普通のきちんとした経営者、知事、部長です。そうじゃないといけません。それをあなた方は怠っている。独立法人にするからいける、あるいは指定管理者にするからいける、これで県費の持ち出しなしできちんとできますか。小森部長はきちんと責任がとれるんですか。答弁してください。

小森保健福祉部長

ただいま来代委員から健保鳴門病院の今後のあり方、県民の不安あるいは負担が増さないかというような御懸念の御質問をいただきました。ごもっともだと感じております。繰り返しになるかもわかりませんが、健保鳴門病院については病院自体も非常に努力をいたしておるところでございます。

(「努力しても赤字が出ている」と言う者あり)

平成 22 年度には病院長がかわりまして、徳島大学のほうから新たに教授をしていました院長が赴任しておりまして、病院の職員の意識改革にも積極的に取り組んでいるところであります。それから、先ほど申し上げましたように 10 月には地域医療支援病院ということで指定されまして、そのことによりまして診療報酬が大幅に改善されるというような明るい兆しも見えているところであります。来代委員の御質問の趣旨は私も非常に肝に銘じなければならぬと考えております。一方で、県北部の政策医療を守るという命題もあるわけでございます。今後の形態等につきましては、これから国のほうに申し入れをして、どういう形であれば県民の医療を守っていけるのか、あるいはどういう形であれば県民から支援、了解がいただけるか、こういうことを真剣にこれから取り組んでまいりたいと思っておりますし、検討されたことについても公表していく姿勢で臨みたいと考えております。それから、今後、赤字にならないのかという御質問もございましたが、どういった形の経営形態がいいか、真剣に考えますとともに、地域、県民でこの病院を支えていくという姿勢でこれから一丸となって健保鳴門病院の存続、経営の健全化これに努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、この私の思いを受けとめていただきたいと思います。

来代委員

川端委員もおられるけど、患者は鳴門以外からは余り来ないんでしょう。

川端委員

小休をお願いします。

南委員長

小休いたします。(11 時 22 分)

南委員長

再開します。(11 時 23 分)

来代委員

要るということですが、県民が一番心配しているのは、このお金は私の耳に入っているのは26億円だと。譲渡でなしに県が買う場合は26億円だと。これを知事が頑張ったのか、皆さんの交渉がうまくいったのか、15億円くらいで売ってもいいだろうということらしい。15億円くらいで買えた場合、その金は三好病院と海部病院と中央病院に来ている医療権益の50億円の中からそれを使うと。私が聞いているところ、新たな財源でなしに、今の医療権益の中から使うと。そうすると、15億円とすると、海部病院も三好病院も中央病院も黙って5億円ずつ取られることになる。今まで病院局にいた人は、これからお金を5億円ずつ余計に工面しなければいけないことになる。そういうことで、まず一番は中央病院、三好病院、海部病院に一切迷惑をかけないような、きちんとやっていけるような会計措置は考えておられますか。

木下医療政策課長

今回、鳴門病院につきましては地域医療再生計画の中で15億円と見込んでいるということです。

(「最初は26億円だったんだろ」と言う者あり)

それは新しい病院ですので残存価格といいますか、実際の残っている簿価で見ますと恐らく倍近い金額はあると思うんですけど、現在、保有しております独立行政法人等といろいろと情報交換をしている中で15億円程度で金額的には外していないだろうというようなことで、今回15億円を見込んでおります。確かに今回の再生計画は47億円でございます、この鳴門病院がなければ、ほかのところに使えていたというのは確かにそのとおりではございます。そういう面はありますけども、このことによりましてほかの県立病院に影響が及ぶというようなことがないようにしたいと思います。

来代委員

もう一つ大事なのは県立病院に本当はしなければいけない。県が買うんだから責任をとらなければならない。じゃあこの医者と看護師さんは全部、県の職員にするんですか。それとも、ていよく県の職員の扱いの独立行政法人にするんですか。どっちでいくんですか。当然こんなことが煮詰まらないうちに、買うなんてことはしないんですから、はっきり言ってください。

木下医療政策課長

鳴門病院の職員の今後の形態についての御質問でございますが、もともと施設につきましては公的な施設であるんですけど、経営をしているところは社団法人全国社会保険協会連合会でありまして、社団法人の職員ということで、もともと公務員の身分は持っておりません。

(「公務員じゃない。民間人やな」と言う者あり)

はい。そういうことですから、鳴門病院が県に移行するとしても、その運営形態につきましてはできるだけ独自性、効率性、自主性というような観点を検証いたしまして、それにふさわしい運営形態となるように、できるだけ独立した形態で考えております。

来代委員

県の職員にしないということはわかりました。じゃあ、オープンをめどはいつですか。

木下医療政策課長

手順といたしましては厚生労働省のほうに譲渡の申し入れを行う。そのことが適当と判断されますと、厚生労働省から現在施設を保有しているところに鳴門病院が譲渡対象となりましたというような通知が行われて、その後、実際の手続に移っていくということで、年明けには運営のあり方の検討を設けまして、24年度に実際どういう受け皿になるのか検討の上、25年度に県のほうで認可するというようなことで進めてまいりたいと考えております。

来代委員

文教厚生委員会の中で、医師の確保は責任を持ってできるということをやっとんよ。ところが今ですら医者が集まらないのに、鳴門病院の医師だけ集まるというのは、これ不思議な話で、必ず医師が集まるめどが立っていて、もしも集まらなかった場合はだれが責任をとるんですか。

木下医療政策課長

県内で勤務する医師を確保するということにつきましては、県立病院はもちろんのこと、他の公立病院、市町村立病院あるいは民間の病院につきましてもそれは同じことでございますので、今年度新たな取り組みといたしましては、11月に地域医療支援センターというのを立ち上げまして、県内の医療関係の各層の方々にお集まりいただきまして、徳島で勤務する医師をふやしていくという取り組みを始めたところでございます。県内で勤務しておればこのようなキャリアアップが図れるというような、医師にとって魅力ある仕組みをつくりまして全体的な医師不足を解消したいと考えております。

来代委員

病院の名前は今までと同じですか、変えるんですか。それぐらい決めてからせなあかん。医師の確保はできているとっていいんですね。できてないなら責任がありますよ。ここはちゃんと記録しといてね。この責任は小森さんと木下さんやな、間違いないですね。そしてもう一回だけ、これは委託か独立法人かどっちですか、ここはひとつはっきりと。

木下医療政策課長

県に移行するというに当たりましては、円滑にスタッフについても確保することが大事というふうに思っています。運営形態につきましては、以前は県立病院のようなスタイルであったんですけど、新しいスタイルとしまして独立した法人でやっていきたいというふうに思っていますので、その方向で考えていきたいと思っております。

来代委員

独立法人にしたって2億円ぐらいは県民のお金が出ていくんですよ、わかっていますか。それ以内に抑え

るには大変な努力が要る。そしてこういうことは聞いたらやっとなるけれども、これみんな密室の中でこそ話し合ったかもしれない、あるいはオンリーワン、たった1人で決めたかもわからない。絵にかいたもちという言葉があるけれど、本当のもちであってもカビが生えて食べたら腹が痛いのか、それはやってみないとわからない。これから知事が一生懸命やっているのであれば、皆さんはもう少し積極的に意見を具申して、知事に意見するのが怖いんですか。部長、怖いんですか、知事に意見は言えないの。怖いだろうと思うわ。委員長にも頼んで、こういう意見をもっと知事に上げて、知事からも意見をおろしてもらって、今こそ開かれた県政、どこかの部で机の引き出しをあけたら女性の下着が入っていたとかいいたくないように、みんながきちんと一人一人、今こそ県庁が生まれ変わるように、もっと県民の信頼が得られるように、聞かれるまで何も言わないというのは私はおかしいと思う。何も聞いていないことがいきなり新聞に出てくるような行政の進め方は、県民にしたら閉塞感を感じると思います。委員長からももっとはっきり言ってください。委員会が続く限り聞きます。きょうは時間がもうないから残念ですけど、今言ったように県民が損をしないようにお願いしますよ。

岸本委員

それでは事前委員会のときに、中間取りまとめについての進捗状況をまとめるように要望しておりましたので、何点かこの中間取りまとめと徳島県地震防災対策行動計画の中からお尋ねしたいと思います。

まずは前回の事前委員会で出てまいりました学校等避難計画、438施設のうち避難マニュアルは22%の施設で未策定。今後の対応は避難マニュアルの策定というふうになっておりますが、これについて状況を御説明いただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

避難マニュアルの策定状況ですが、学校等ということで数が多い学校になっておりますが、学校関係につきましては従来より防災マニュアルというのを策定しておまして、現在も今回の新たなリスクを受けまして検討しているところでございます。策定できていないところにつきましては学校以外のところがほぼ全部でございまして、多数の方がおられる施設であれば火災に関する避難マニュアルは策定できていますが、津波に関する避難マニュアルは、内陸部で今まで津波を想定していなかったところも含めての数字でございまして、県もいろいろと御相談に応じますし、速やかな避難マニュアル策定に向けて努力をしているところでございます。

岸本委員

内陸部のほうでは津波のマニュアルは必要ないところも当然ありますよね。そういったところは従来までの火災やがけ崩れのマニュアルになろうかと思えますけど、それはいつでき上がりますか。東日本大震災から9カ月がたって、マニュアルがないところが22%。このことに対しての事情説明、原因とでき上がりの期限、県はどのように指示をしているのか、その辺についてお答えいただけますか。

楠本南海地震防災課長

避難マニュアルにつきましては、今回総点検ということで点検していただきましたので、いろいろな課題を踏まえまして速やかに策定しなければならないと考えております。各施設管理者等におきましては、避難マニュアルの文書化ができていないということでございました。当然、地震等が起これば放送して誘導するというようなことは、現実には行っておりますが、マニュアルという形にはなかなかできていないところもございましたので、速やかにそういった避難マニュアルを策定するようお願いもしております。ただ、東日本大震災を受けての見直しもございますので、私どもも指導と申しますか、相談しながら策定するように進めていきたいと考えております。いつまでというのはここでははっきりとは……。早急にとということでいろいろお願いしているところでございます。

岸本委員

マニュアルですから、いつまでということについては詰めていただきたいと思います。9カ月たっておりますので避難するマニュアルはないとおかしいですね。詰めていただけますようお願いいたします。それから同じような案件なんですけど、きょういただいた資料で着手済みの事例として、まず逃げることの徹底、避難態勢(災害要援護者対策を含む)、防災訓練、情報伝達訓練、防災教育の充実徹底、これについて着手済みとしておりますが、どういことをやって着手済みという判断にしているのかお答えしていただけますか。

楠本南海地震防災課長

県におきましては耐震化でありますとか、要援護者の支援体制に関しましては、地震防災の行動計画ということで従来から進めてまいりました。その中で今回新たに、東日本大震災の津波による被害を受け点検をしまして、見直しを進めているところでございます。東日本大震災を受けまして、新たに津波避難訓練を実施するでありますとか避難場所の見直しでありますとか、6月補正でもお願いしました緊急の避難路の整備でありますとか、そういったことを順次着手して進めているということで、着手済みと区分しております。これは順次ふえますので、いつすべてが完成するかというのは難しいんですが、整備を進めたり、普及啓発を進めている中で着手ということで整理させていただいております。

岸本委員

従来から避難訓練というのは南海地震対策ということで行われていると思います。そんな中で新しく出てきているでしょ。まず逃げること、それからハードの限界を広く周知、財政的に非常に厳しい中、従来までの南海地震対策でも10年の計画を立てて耐震化を進めている。そんな中で急にお金がふえるはずがないということで、まずは逃げることの徹底、ハードの限界を周知すること、この辺はどういうふう周知して、逃げることを徹底していつているのか、どういふうに着手しておりますか。

楠本南海地震防災課長

今回の東日本大震災で東北地方につきましては津波対策というのは非常に先進的なところでもございました。釜石の津波防波堤でありますとか大きなハード施設がございました。

そのハード施設でもすべてを防ぎ切ることはできなかった。当然、ハード設備によって津波高を減衰、低くするとか防げたこともありますが、すべてを防ぎ切るということは困難であったという前提に基づきまして、普及啓発に関しましては、まず命を守るために逃げる行動を行うということで、普及啓発や防災教育に取り組んでおります。防災センターでも前年度以上の実績で、寄り合い防災講座等での普及啓発を行っているところでございます。

岸本委員

これについては今後も伝達をしていかなければいけないということで、今後も質問してまいりたいと思います。逃げることの徹底やハードの限界が周知されているとはとても思えない状況です。この対策だけで報告書がペーパーとして何枚も出てきてもおかしくないですね。そう思いますのでよろしく願いいたします。

ここには出ておりませんが、個別の対策として、教育に関することで地域や保護者と連携して避難経路、避難行動、避難場所等を再確認、確保という対策が1年以内ということに出ておりますが、これにつきましては未着手の中にありませんので、こういった対策に着手しているのか教えていただけますか。

林体育健康課長

東日本大震災を受けまして、各学校におきましては子供たちを守るために避難経路、避難場所を見直しております。より高いところへ避難場所を設定した学校もございまして、それに伴いました避難訓練を実施しております。またその過程におきまして、保護者の方、地域の方々的心声を反映しまして、避難場所がその場所で本当にいいのかということも見直しまして、近隣の幼稚園や地域の方と連携するとか、今まで各学校で行っていたものを合同で避難訓練するというようなこともしております。さらに地域との連携を今回は非常に大切にしなければいけないということで、市町村で実施する避難訓練に参加する学校もございまして。

岸本委員

教育委員会に絡みまして、この地震行動計画では学校において防災教育の推進を図るため防災に関する研修等を実施する。毎年、全学校で実施、これについてのマニュアルないし報告というのは上がってきていますか。

林体育健康課長

各学校での防災教育に対します研修会でございますけども、県でも学校防災研修会を年1回開催しております。その開催の内容等を受けまして各学校で職員が研修をするということと、それから避難計画を最初4月当初にマニュアルを作成するときに研修会を開きまして、その場で教職員がそれぞれ共通の理解を図るというような研修を行っているところでございます。

岸本委員

教育委員会のほうで内容は把握していますか。

林体育健康課長

小中学校につきましては内容の把握までは行っておりませんが、県立学校につきましては各学校が学校防災計画を提出しておりますので、その中で把握しております。

岸本委員

この委員会でなくて結構ですから、中身についてまた見せていただきたいと思います。

それでは次に被災者対策ということで、避難者等への支援の中に自主防災組織等地域の人々による支援、それから避難所機能のあり方検討ということで、自主防災対策に関することが多々出ております。今の自主防災組織の組織率は何%ぐらいですか。

楠本南海地震防災課長

現在、県下全域で87%でございます。

岸本委員

このオンリーワンの行動計画、地震防災対策の中に、18年から22年度までの5年間で自主防災組織を100%にするという目標になっています。それから自主防災組織活動マニュアルを18年度に作成、自主防災組織ネットワークの構築、横連携ないしは縦連携だと理解していますが、これに対する今後の対策等々につきまして御説明いただけますか。

楠本南海地震防災課長

自主防災組織の組織率は全県下で目標100%でございます。ただ、場所によりましたら住民の方の世帯移動ということで減る市町村もございますが、計画的に組織率を高めていくということで、87%まで組織率が向上しました。しかしながら、実際に活動できる態勢になっているかということが課題でございまして、今、自主防災組織が主体となって地域の避難訓練や避難所の見直しの活動が活発に行われているところであります。ただ、場所によって温度差、活動内容の違いがございますので、県では私どもも出席して、自主防災の連合会組織で研修会に参加していただいたりする中で横の連携を構築するということで、9月議会でも自主防災組織間の連携ネットワークをより促進するために、「命のきずな」ネットワーク推進事業ということで補正をお願いしたところでありまして、今現在、遠隔地の自主防災組織間の交流でありますとか、活動が活発な自主防災組織がどういう普及啓発をしているのか、そのあり方をお互いに学び合うという事業を進めているところであります。

岸本委員

それでは次に、この行動計画の中には大規模地震の発生時に初動要員として指定された職員に対し実践的な参集訓練を行うとあります。この初動要員として指定された職員とはどのような方ですか。

楠本南海地震防災課長

初動要員につきましては、すぐに参集して直ちにしなければいけないこと、例えば情報連絡などができるように初動要員を事前に指定しておくということで、阪神淡路大震災の後、毎年おおむね自転車か徒歩で20分とか15分以内に集合できるような職員の中からそういった要員を指定しております。ことしはまだ参集訓練は実施できておりませんが、朝などに参集訓練をしまして、その職員につきましては出勤途上、被害状況を確認しながら出てくるといったことを行うためのものございまして、その初動要員のマニュアルというものを策定しております。ただし、津波想定によりまして、初動要員が県庁へ参集する経路等の確認、見直しの必要があると考えており、今、検討をしているところでございます。

岸本委員

その初動要員は何をしますか。マニュアルがあるということですが、どんなことをしますか。

楠本南海地震防災課長

まず、私どもは初動要員というよりも、災害が発生しますと当然、出てきて対応しております。県におきましては各種警報が出たら、これは地震以外でも、情報連絡で土日でも夜も出て対応しております。

初動要員は地震の際に近くの間人でないと集まらないということで、まず自動車が使えなくても徒歩や自転車で出てこれる要員を参集しまして、そのときはまず被害状況の確認でありますとか各種応援の要請というような初動に特に必要な情報連絡や県の施設や情報機器が使えるかどうかの把握など、多くの職員が参集できるまでの間の初動対応をするということで、マニュアルに基づいて行動を定めております。

岸本委員

ここにいらっしゃる方で、その初動職員に自分がなっているという方、自分の役割は何かお聞きしても大丈夫ですか。大丈夫なようになっていますか。

楠本南海地震防災課長

幹部職員は初動要員というよりも駆けつけるという格好になっております。初動要員は若い職員ということで係長クラスの職員が中心になっておりますので、委員会に出席している職員とは別なんですけど、初動におきましては全員が一斉にそろいませんので、少人数であってもすぐにやるべきことを行う。簡単に言えば、県庁舎の被害、通信が使えないなどの情報の把握ですとか、応援協定に基づく要請、それから国に対する派遣要請、連絡、まあ幹部職員は出てきておりますが自衛隊の派遣の要請など、初動で行うことを定めて参集訓練も行っております。

岸本委員

初動でしなければならないこともいろいろあると思うんですね。例えば、国に連絡するとか、県西部の状況把握、いろいろ役割分担があるじゃないですか。だれが何をするのか、自分が何の担当なのか、救護担当なのか避難誘導なのか、そういった担当は決まっていますか。

楠本南海地震防災課長

初動要員というのは職員全員が出てきて活動はできませんので、とにかく歩いてでも集まれる者でそれぞれ沿岸9市町の状況把握でありますとか情報把握をする。あらかじめ担当を決めていたら、その担当職員が出てこれなかったら対応がおくれてしまうということで、マニュアルに基づき急ぐものはだれでもできるようにしております。担当職員が来ていなかったらそれができないというのでは困りますので、必要な順番で訓練、マニュアルということになっております。

岸本委員

なかなかわかりづらいんですけども、県庁でしたらお近くにお住まいの方も多いでしょうから、初動で1,000人単位になるかもわかりません、学校の先生も入れたら。そういった方が集まって何をするかということについてマニュアルがあるのか、ことはまだということでしたがどういう訓練をするのか、その辺はどうですか。

楠本南海地震防災課長

初動時に1,000人集まれるというのは難しいと思います。阪神淡路大震災のときは時系列でまず発災後1時間以内に出てきた職員が2割未満でありました。時間によってふえてきます。初動要員というのは、即座に出てこれる職員ということで、毎年50人ほど要員に指定しております。あとは全庁体制になりますので、地域防災計画や総合防災訓練で、全庁的な部分は毎年訓練をしております。初動要員というのは限定された初期の対応ということになっております。

岸本委員

数年前には初動ということで手帳があったということですから、それを見直していただいて訓練をしていただきたいというふうに思います。訓練ということに関連しまして防災訓練、これは消防法でも義務づけられていると思うんですが、県庁で庁外に避難するという訓練はされておりますか。防火管理者というのはどなたがなっているのか教えていただけますか。

楠本南海地震防災課長

防火管理者は施設の管理責任者になりますので本庁であれば管財課になります。私もちょっと担当しておりましたので、徳島市消防と防火訓練、避難訓練、実際に消火器を使うとか県庁の診療所と協力した訓練など実施しておりました。管財課が担当となりますが、大規模の施設でありましたらそういった訓練は実施しております。

岸本委員

ことし実施されたかどうか。それから、防火管理者ってこれだけの人数がいましたら各フロアごとに、例えば

救護班であったり避難誘導であったり、いろんな役割分担が決められていると思うんですよね。ことし実施されたのか、そういった役割分担を皆さんがお持ちなのか、そのあたりを教えてください。

楠本南海地震防災課長

実際に具体的なことは管財課でやっております。私が担当していたときは防火管理者がおりまして、各課ごとに防火責任者がおります。それで情報班、救護班、消火班、誘導班というように県庁全体で毎年登録しまして、自分の役割に基づいて訓練を実施しておりますし、ことしも実施したということで聞いております。

岸本委員

今までずっと質問してまいりましたけど、お金がかからない対策ばかりを選んで質問させてもらったつもりです。ですから大震災から9カ月たって、この辺についてペーパーで報告書くらいあってもしかるべき重大なことばかりだと思います。しかも県庁の方は初動に当たる重大な役割がございます。ぜひともこれについては早急に対応していただきたいと思います。

それから最後になりましたけどハードのことでお尋ねします。耐震化についてずっと計画的に進めているということです。これについてはお金のかかることですからどうしようもないと思いますが、東署には何人の方が勤務されており、東署のIs値というのは幾らか教えてください。

寺田警備課長

委員のほうから徳島東署に勤務する警察官、警察職員の人数について伺いたいということですが、現在、徳島東署の職員数は署長以下 270 人、そのうち警察官が 254 人で一般職員は 16 人です。それとIs値ということですが、徳島東警察署は昭和 46 年に建設されております。平成7年度に耐震診断を行ったところでありますが、現行の耐震基準を満たしていないとの報告を受けております。御質問のIs値につきましては最小値で 0.25 であると聞いております。

岸本委員

0.25 ということですと震度幾らで倒壊しますか。県土整備部の方でも結構ですので教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

Is値が 0.3 の場合、どの程度の地震で倒壊するかという御質問だと思いますけど、このIs値につきましては昭和 53 年の宮城県沖地震をきっかけといたしまして、建築基準法は新耐震基準というのに昭和 56 年に改正されたんですけども、既存の建築物の耐震性を有するかどうかというのを判断するために、平成7年に耐震改修促進法という法律に基づいて、規定された基準でございます。1つの目安としまして 0.6 以上で一般的に必要な耐震性を有する。そして、0.3 を基準に倒壊の可能性が高いという判断をしているところでございますが、絶対的な数値というのではなく、このIs値はこれを境により低い建築物に確定的に生ずるというのではなく、やはり雑壁とか安全率の影響もございまして、被害程度の推定はこれらのばらつき、実際には現実的にはばらつきの考慮が必要ということとされております。

したがって、0.3 ですとどの震度で倒壊するか絶対的なものはございません。ただ一般的に気象庁が設定しています震度と建築基準法で規定している揺れの大きさ、これは直接リンクはしていませんけれども建築基準法の一般的な考え方としましては、その建物が存続する間に遭遇する可能性があるような揺れの大きさ、これに対しまして倒壊しないというのを構造の目標としておりまして、これは通常は 300 ガルから 400 ガル程度の地震に相当すると言われております。それで揺れにしますと震度6強から7程度と言われております。

岸本委員

倒壊してしまうということになりますと、職員の命も危ないということですが、なぜ東署を出したかと申しますと、南海地震対策で 10 年かけて耐震順番を決めていますね。この計画は非常によくできていると個人的に思っています。ただこの計画に東日本大震災が加わった。何が加わったか、それは津波ですよ。津波が加わると避難する範囲が広がる。そうしたときにそれを誘導、整理するということで警察の役割は非常に重要になる。優先度が非常に高くなったと考えています。その点に対して東署の今後の進捗、今現在決まっているところでいいますと、どういうことになっておりますか。0.25 ですからね。

寺田警備課長

さきの東日本大震災の被害等をかながみますと、警察署等の警察施設が防災拠点として果たす役割というのは極めて重要であります。そういったことで今後適切に整備しなければならないものと認識しております。徳島東署につきましては先ほども申しましたとおり、築後 40 年が経過しておりますことから、震災等の対応を勘案しまして、現在、県警察においては警務部を中心としまして早期に整備すべく検討を行っているところでございます。

岸本委員

いつ起こるかかわからない地震ということで、東署が改修されるまで職員の方はこちらの本庁に勤務させる、ないしは東署を一部耐震化する、そういったお考えについてはどうですか。

寺田警備課長

ただいまも申し上げましたとおり、徳島東署の整備については早期に整備すべく検討を行っているところでございますので、その点御理解をよろしく申し上げます。

岸本委員

先ほど申し上げましたように、今回の東日本大震災で優先度が変わったと思うんですよ。例えば公安委員会で運転免許センターの事情がどうなっているのかわかりませんが、優先度が変わる。ともに優先度が高いなら、部局間で対応を諮るという処理をしていかなければいけないと思います。まずは公安委員会さんの御答弁をいただきたい。運転免許センターと比較してどちらが優先か。

久米川警備部長

ただいまの御質問で運転免許センターと東署、どちらが大事かということですが、どちらも大事でございます。ただ、運転免許センターにつきましてはもう移転構想もできまして、26年の1月竣工を目指して、設計から全部準備をしているところでございます。東警察署につきましては先ほども申し上げましたけれども、本当に防災拠点としてなくてはならない施設でございます。そういった防災拠点にするために、例えば場所はどこがいいのかということも含めて警務部の中で施設の検討をしているところでございます。そういった中で東北の大震災を踏まえまして我々警察の部隊もずっと向こうで活動しておりますので、いろんなノウハウを持って帰ってきております。そういったものを新しい施設に活用できるように、内部でも検討を進めながらやっていると考えております。ただ、これは用地も1万平方メートルくらい要るんじゃないかなと考えておりますし、そういったことも含めまして県当局、関係当局と協議をしながら早急に進めてまいりたい。今のところはこのような答弁で御理解いただきたいと思っております。

岸本委員

時間もありませんので、最後にこの地震防災対策行動計画は18年から22年度までを前期、後期が今年度から27年までということにしております。進捗状況等々、後期の計画について昨年も質問させていただきました。23年度が始まって9カ月がたちますので、後期計画を早急に、できれば2月の委員会には原案を出していただきたいというような思いでございます。

先ほど申しました震災によって優先順位が変わる。しかしお金がないのは変わらないという中で、中止しなければならぬ、できない、あるいは後ろにずらすということも伝えていかなければいけないと思いますので、まずは部局の優先順位だけでなく横でも優先順位を諮る。それから市町村とも対策、役割分担を調整しなくてはならない非常に重要な計画だと思っております。なおかつ、お金がないことについてはみずから動かないといけない。みずからのモラルも上げないといけない。こういった対策について早急にまとめていただきたいと思っております。最後、政策監補、どうですか。この防災についての縦横の垣根を払ってでも優先順位を決めて予算設定に当たらなければいけないと思っておりますが、最後に御意見をいただけたらと思います。

海野政策監補

三連動地震につきましては大変切迫しておりまして、その対策を行っていくことが急務と思っております。そういった中で助かる命は助けるという視点に立って、部局間の調整をしてみたいと思っております。

南委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時15分)

南委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時19分)

松崎委員

1つは11月事前の際に、防災減災対策に係る総点検の結果というのが出されました。これを見ても、結果としてはまだまだ不十分な点がたくさんあるということで、未整備の市町村もたくさんあるという結果も出て、今後の対応も示されているんですけど、県段階では専門家の方を入れていろいろ検討会をされたり、いろんな資料がたくさん出されておりますが、県で議論されている資料、300項目を超える対応策の取り組みの方策なんかは市町村でかなり頑張ってもらわなければならないものもあります。そこで県の役割としては県内の底上げをしていかなければならない。そういうことからすると広域的に情報を知らせていかなければならないと思いますが、その辺はどうなっていますか。

楠本南海地震防災課長

県の検討状況はまず市町村の担当者会、これもある一定間隔で開催しておりますし、また市町村会でも首長がお集まりになる場でありまして、県も直接各市町村へ赴いたりしまして、検討状況を御説明している状況でございます。個々にも回っております。その中で市町村におかれましては、補正をして順次整備を進めているところでございます。引き続き、市町村とは情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

松崎委員

ぜひ徳島県という立場での情報共有をお願いしたいんですが、現在、県の震災対策推進条例の検討委員会が設けられているということですが、そのメンバーの中に行政として入られているのは町村会の代表の方が1名ということになっておりますが、市長会もあります、特に沿岸部の市、阿南、小松島、鳴門、徳島というふうな形でありまして、町としては海陽町、美波町があります。地震、津波ということになるとそこが一番対策が必要だと思いますが、そもそも市長会は最初からこのメンバーとして想定してなかったのでしょうか。その辺を教えてください。

楠本南海地震防災課長

先ほど御質問がありましたように、県、市町村が一体となって進めていくということで、県の防災計画、市町村の防災計画というのは連携しておりますし、市町村の御意見というのはお伺いして条例に反映させるということもしております。メンバーに市町村が入らなくてもそういったことはしておりますが、今回の条例に関しましては津波だけでなく直下型も念頭に入れるということで、代表として町村会事務局にお願いしたところでございます。

松崎委員

わかりました。ただ、担当者会などへ情報提供して説明しておられるということですが、この条例については県下全体の市町村へ影響が及びます。ぜひしっかりと市町村との議論をしていただかないと、県が条例をつくっても市町村に取り組みの温度差が生じる場合もあるんじゃないかと心配しております。

かつて、都市計画の市街化また調整区域の関係などで、うちはつくらないというところがあればそちらへ企業、住民がどんどん移動していくという事例も現実に県内で起きたわけでございます。この条例を具体的に

どう市町村に生かすかということになってくると、市町村との相当緊密な意思疎通が必要ではないかと思いますが、もう一度、条例制定に当たっての市町村との緊密な必要性について御答弁いただけますか。

楠本南海地震防災課長

先ほど答弁しましたが、担当者だけの会でなく、対策とか条例については市町村の感覚をお伺いしたいということで直接御説明にも回らせていただいて、御意見をお聞きしながら進めております。今後も市町村と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

松崎委員

きょうはぜひその辺をお願いしておきたいと思います。行政サイドだけでなく、市町村の議会にも情報提供など必要なのではないかなと感じているところでして、個人的な考えでございますが、議会と行政がしっかり市町村段階でも議論されないと、対策のメニューがたくさん出ても、そのための財政的な措置、国、県は財政的には何とか耐震対策ができるけれども、市や町のほうがそれに対応し切れないということで市町村格差が出てきているのではないかと思います。そういったことを埋めていくためには、いろんな工夫、優先度も含めて、議会のほうの了解、理解も得ないと市町村段階では震災対策が進まないケースもあるかと思います。ぜひ条例の問題について言いましたが、防災減災対策の総点検を踏まえて、市町村との連携協力をして、県下全体の防災減災対策の底上げをしていくということが、この課題を解決していくことにつながっていくのではないかとということで、申し上げておきたいと思います。

次に、東日本大震災というのは津波の怖さを思い知らせたんですが、もう一方では大変大きなコンビナートでの火災も発生しましたよね。阪神淡路大震災は直下型でしたから、火災による死亡者というのも多く発生したというふうに思います。そうすると、この検討委員会の資料を配られている中に、徳島県の被害想定ということで、例えば冬の6時ごろに発生すると最大 300 人くらいの火災による死者が出ると想定されておりますが、火災に対してどういうふうに対応していくかという視点も必要なのではないかと思います。

都市部、例えば東京などではかつて震災によって家屋が倒壊、そして多数の人が火災の中でお亡くなりになったという経験もあって、都市部では火災マップというのをつくられて、避難訓練されたりしているとお聞きしました。阪神大震災でも多数の方が火災の中で亡くなったということがありますが、そんなことを含めて、1つは住宅火災の際のマップ的なもの、また震災時の火災予防対策というのが必要ではないかと思いますが、そのことはどうなのか。それから県内で唯一、阿南市の日本電工さん、四国電力さんは石油コンビナートの火災発生の可能性があるということで毎年訓練が行われて、私も見学に行っておりますが、その背後地、橋地域は住宅密集地域でもあります。そういう石油コンビナートに対する対策なんかはどのように取り組まれているのか、2点お伺いしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

まず地震における火災対策でございますが、阪神淡路大震災では倒壊でお亡くなりになった方が多かったわけですが、関東大震災など地震といえば火災で多くの方が亡くなられるという前提で、日本におきましては火災対策が進んでおります。一番に自衛消防であるとか消防訓練であるとか、火災対策が主になってお

りました。ただ、地震の態様に応じた被害ということで、徳島県の場合は昭和南海がありまして津波対策が主となっております。火災対策では冬の夕方はよく火を使っているということで出火が多いという被害想定になっておりまして、全体的には初期消火の態勢でありますとか消防力の向上を図る必要があります。ただし、地震の場合は同時火災が起こりますので、すべて消防力で消火し切れないということで、自主防災組織の活動でありますとか地域の災害対応力を高めるといった取り組みを進めてまいりましたし、現在も進めております。

コンビナートに関しましては特別な法律がありまして、まず流出させないということでコンビナート内では定期的に訓練を行うなど、コンビナートに対する特別な法律に基づいた対策計画がございます、これは毎年訓練を実施しているような状況でございます。

新居消防保安課長

重なる点もございますが、火災対策ということで御答弁いたします。

徳島県の地域防災計画の中にも記載がございますが、まずやるべきことということで、発生前にいろんな教育、啓発をやりましょうということ。また一たん発生した場合に、災害が拡大するのを防ごうということで、さまざまな取り組みが記載されております。

その中で主となってまいりますのは、各市町村あるいは消防本部の活動ということになろうと思います。各消防本部、市町村におきましても同様にそれぞれ発災した場合の対応、初期の活動はこのように行う、情報活動はこのように行う、消防団の参集はこのような形で行うというようなことを決めております。

今現在、東日本大震災の経験を踏まえて、国の消防庁におきましては大規模災害の発生に伴います消防本部のありようというような検討も行われております。また一方では、各県内の各消防本部におきましても、3.11 のときには実際に緊急消防援助隊等で現地を経験しておりますので、そういった経験を踏まえまして、新たな対応策を検討していただいているというような状況でございます。

火災マップということでございますが、これについては承知をしておりません。申しわけございませんが以上でございます。

松崎委員

津波浸水マップというものがつくられていくんですが、火災の想定では最大 300 人が亡くなるという、あくまで想定ですが、そういう危険性のある地域があつて、それに対応しなければならないとなると、何らかの周知、啓発、訓練がなされる必要があるのではないかと思いますので、ぜひ引き続き火災への対応についても御検討をお願いしておきたいと思っております。

火災の関係で、先日の県土整備委員会の中では、聴覚障害者用の火災警報器の問題を取り上げさせていただきました。聴覚障害を持たれているので音では危険性が伝わらない。そのために光や振動などを使って知らせる聴覚障害者用の警報器の設置を進めるという動きが強まっているようですが、日常の生活の中での火災も心配されますが、震災、地震等の場合の火災も心配されるわけですし、とりわけ災害があつたときの弱者と言われる障害を持たれた方のための警報器の設置も進めていく必要があるのではないかと思います。全国的にも普及率が2%ということで大変低いので、力を入れていくという方向になっているようです。

が、前回の県土整備委員会では、この種のことは障害福祉の關係の生活用具支援にかかわってきますというお話でしたが、ぜひ聴覚障害者用の警報器を県内全戸に設置する。一般住宅では全国平均 70%に対して徳島は 60%という状況ですが、県内の聴覚障害を持たれている方のところにちゃんとついているのかどうか、これから 100%を目指していくためには、何らかの補助制度などもつくって、可能なら自己負担のないような形で設置をすることができないかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

小森保健福祉部長

阪神淡路大震災のときにも、聴覚障害者、視覚障害者いわゆる要援護者対策の必要性が叫ばれているところでございますし、さきの東日本大震災でも同様の状況が発生したと認識いたしております。

本県はいち早く関西広域連合の一員として、カウンターパート方式で宮城県に出動したわけですが、そこでの知見も踏まえて、現在、災害時要援護者支援のマニュアル策定を実施しているところでございます。また、さきにも聴覚障害者の方々にお集まりをいただき、県外から聴覚障害者の救護活動に取り組まれている講師の方に御講演をいただいたところであります。

今、松崎委員からお話ございましたように、一般住宅における火災警報器の設置が義務づけられたという状況もございますし、災害時において聴覚障害者がいち早く避難をするという観点では、音ではなかなか警報を感知できないという状況があるわけがございますので、今お話をいただきました点につきましては、関係機関、市町村とともに聴覚障害者用の日常生活用具、こういったものが利用できないかどうかという点も踏まえて、策定中の災害時要援護者支援マニュアルの中でも積極的に検討し、どういった方法であればそれが普及できるのか、今後市町村とも検討してまいりたいと考えております。

松崎委員

ぜひ御検討をお願いしておきたいと思っております。

次は総点検の結果で避難所運営マニュアルというところがありまして、99.7%が未策定ということで、今後の対応としてはそのマニュアルを策定しなければならないと記載がされております。

私も、石巻市の市議会議員の方からお話をお聞きましたが、被災された3日間ぐらいは、戦争のような混乱状態になったということですが、関西広域連合の広域防災の推進という中では、いろんな救援物資の集積であったり配送マニュアルを作成するというのが、広域防災対策の具体的なプランをつくっていく中で検討されているということですが、救援物資は徳島県の場合、指定された避難場所へ送ってこられるということになっているわけですね。ところが先ほど言ったように3日間ぐらいは、あの状態の中でとても指定された避難所には入り切れない場合もあるし、そこまで到達できないような状態もあったというようなことがありました。指定された避難所へ物資が来ているということがあっても、指定されたところには物資が届かなかった。お母様方が指定された避難所へ行って、私たちにも食料や水を配ってほしいという話をしたらいいんですが、今の段階ではここに避難されている方の分の手いっぱいですということで、一番当初の段階だと思っておりますが物資の取り合いごっみたいなことになってしまったという話を聞きました。これはマニュアルで避難所へ送るということになっているのでしょうか。それ以外のところで、指定されていないところに一定の人が避難しているという情報があれば、そちらへも送ることができるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

御質問にありました避難者の受け入れと食料等の配布でございますが、市町村で避難所を指定しております。関西広域連合が順次物資を送ってくれるような形になりますので、被災直後におきましては備蓄物資でありますとか炊き出しでの対応になってくると思います。初期には予想よりも多くの方がその避難所へ避難してくる場合もございますし、十分な物資が提供できるのかというのは偏りが出る場合もございます。

東日本大震災の場合はやはり多くの方が来られたので、おにぎり1個を分け合って初期は過ごされたということ聞いておりますが、避難所の人でなければ食料を分けないというようなマニュアルはございません。今おっしゃったことは今回の課題にもなっておりまして、特に津波の場合でしたら津波も長期にわたりますので、二次避難場所へ全員が必ずしも来られないという場合もございますので、一次避難場所に関しても一定程度過ごせるような整備を入れることで、一時避難場所と言っておりますが、そういうところも相当置いたり、一時的に過ごせるように6月補正でもお願いして検討しているところでございます。

マニュアルに関しましては、県のほうで行動計画に基づき策定しまして、それを市町村に徹底するというタイミングで東日本大震災が起きました。そのため市町村も見直しということで策定率が低くなっておりますが、この結果も受けまして市町村にも周知を図るとともに県のホームページからもすぐ見えるようにして、そうしたマニュアルを速やかに作成することで周知を図っております。

松崎委員

市議会議員の方にお聞きすると、指定されたところではないんだけどやむを得ず避難された方がいらっしゃると。一番急ぐのは先ほど言ったように食料や水など当座の物資が必要だということで、自衛隊のヘリや災害ヘリを使って食料品を投下してもらえないかということを要請したんだけど、マニュアルなのかどうなのかよくわからないが、投下することはできないと言われて、そこへ運ぶすべがなかったということがあったようなんですが、そういうことなんでしょうか。

それと、そういうことに対応するような避難所マニュアルというのも検討されるべきだと思います。防災委員会の中では、避難する箇所にできる限りヘリコプターがおりられる基地的なもの、広場をつくっておくということが言われておりますが、それが十分対応できない場合もあるかと思いますがいかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

ヘリから投下できないというのは私もよく把握しておりませんが、物資であれば、実際日本ではそういう映像は見てないんですが、海外における支援でしたら上から投下したりしておりますので、投下できないというのは把握しておりません。私も実際、自衛隊の御協力をいただきまして、投下など食料を運ぶ訓練も実施したことがありますし、災害で緊急を要すれば、第一に住民の方の命を守るためにも食料を届けるべきだと考えております。

松崎委員

現場の教訓として今言ったようなことが現実あったと。これは農水省のほうかららしいんですが、避難され

た人に投下して食料供給するというやり方は衛生上の問題も含めてだめだと言われたらしいんです。

もう一つは、避難所マニュアルを策定するという段階の中で、そういうケースも想定した物資の配給をきっちり行ってほしいと思いますがいかがでしょうか。

竹内生活衛生課長

先ほどの食品の衛生についてのお話ですが、搬入の段階で、食品衛生法に基づく保存温度だとか、加工されている分であれば問題はないと考えております。例えば、乾麺などであれば常温保存でございますので全く問題はございません。あと、投下による食品の汚染ということもございますので、そういう部分は十分なコン包をしていただくことによって輸送は可能と考えております。

松崎委員

震災時に可能なような形にして物資が入ってくる。それからコン包する。そして運ばないといけない。そして投下するなら投下するというので配らなければならないということで、事前にきっちりしておかなければ、それがなければ対応できないといったようなマニュアルにならないように、ぜひこれからの避難所への対応の中ではそういう教訓も生かしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それからもう一点は、行政のいわゆるBCP、業務の継続性という問題がどこかに出ていたと思いますが、未着手の対応策ということできょうお配りいただいた中にBCPの策定の推進ということが記載をされております。私どもが調べまして資料的には古いんですが、7月22日現在でお亡くなりになったり行方不明になった自治体の職員が127名。そして、職員の家族の死亡や行方不明が、これは1人の家庭に2人いたり3人いたりするんですが、そういう職員の方が258人。さらに住宅の全壊が1,146戸で半壊や一部半壊が6,052戸で、いわゆる住居の被災が7,198戸というのを7月現在の資料でいただいております。県の場合のBCPも大変重要ですが、沿岸部の市町村のBCPの計画というのは大変重要になってくると考えますが、ここらは担当者などではどんな議論をされているのでしょうか。

近藤危機管理政策課長

行政の業務継続計画と申しますと地震等の危機管理事象において、県、市町村として実施すべき業務をなるべく中断させずに、中断した場合においてもできる限り早く復旧させる計画でございます。非常に簡単に言いますと、業務継続計画というのは職員や庁舎などが被災をしているということを前提に、地震発生時にどのような業務を実施、継続すべきかを明確化するとともに、それらの業務のために必要となる資源、これは職員や資機材であります。これをいかにして確保するかというのを事前に整理しておくという計画でございます。

市町村での業務継続計画ですが、現在のところ南海地震を想定した業務継続計画を策定している市町村はございません。大規模発生時におきまして、災害対策本部が設置される役場等の機能維持のためには、各市町村において業務継続計画の策定に向けた取り組みを推進することが有効であると考えております。そのため県といたしましては、市町村の防災担当者に対して、折に触れBCPの必要性等策定に向けた取り組みを行っているところでございまして、また内閣府におきましては平成22年4月に地震発生時における地

方公共団体への業務継続の手引きとして、その解説というのを公表いたしているところでございます。

この解説によりますと、市町村においてできる限り簡便にBCPが策定できるよう計画書の様式等も示されているところでして、県としてはこのような資料を活用しながら市町村での取り組みを推進していきたいと考えております。

なお、具体的な取り組みといたしまして、12月16日、来週でございますが、自治研修センターにおきまして平成23年度の市町村防災対策研修という講座がございまして、その場におきましても業務継続計画の策定について、我々のほうが出向いて説明をさせていただくということになっております。

松崎委員

冒頭申し上げましたように、徳島県も沿岸部、都市部、山間部、それぞれの自治体の置かれている状況によって、地震、津波などの災害に対する認識度の格差がかなりあるだろうと思います。その中で、いわゆるBCPが全くつくられていないという状況でございますので、そういう緊急度合いをしっかりと認識していただいて、それぞれの地域の特性に応じたプランをしっかりと立てていただくという中から、本当はその中から住民への対応もできていくと思います。

役場の機能が喪失しているという状況の中で本当に混乱したんだろうと思いますので、それは市町村の責任でもありますし、県としても全体を底上げして広域的に防災減災対策をやっていく立場からもぜひしっかり取り組み方を一緒に考えていくということをお願いを申し上げたいと思います。

もう一点は防災教育についてですが、午前中も詳しく話がありました。新聞報道などでちらっとしか見ませんでしたが、来年度から全国の学校に防災担当の教員を配置するのか担当者を決めるのかよくわからないんですが、そういうことを教育の現場でやっていくということのようでございます。

学校といっても、県教委管轄もあれば保健福祉部の管轄の保育所関係もありますし、小中高さらには支援学校、置かれている状況、子供たちの状況、保護者との関係、地域性によって、防災担当をしていく先生の研修など、各学校自体が教育の現場を維持して回復していくとか、いざというときの対応とか大変重要な役割を担うのではないかと思います。そのあたりについて防災担当教員の取り扱い、研修会というのがどのような形で進められようとしているのか。現在の取り組みについても県教委のほうからお聞きしたいと思っております。

林体育健康課長

防災担当の教員ということですが、防災担当教員というのではなく安全担当教員という方が各学校には1名、担当の仕事としております。その教員がすべての学校の安全教育にかかわっていくということで配置しております。子供たちの命を守るということで、教員の果たす役割は非常に大きいものがあると思っております。今、各学校での防災教育というのは、避難場所をより高いところに見直したり、子供たちに逃げるといったことを身につけさせるというような避難訓練を実施しております。また避難訓練だけでなく、各教科での防災学習ですとか津波碑をオリエンテーリングで回ってみたりとか、防災センターを活用してまなぼうさい教室に参加をしたりするなど子供たちが主体的に判断をして、自分たちの命を守り抜くという教育の取り組みを行っております。

教員が防災意識や防災対応能力をこれからどんどん向上させていくために、今年度これまでに行ってきた研修といたしましては、被災地支援に参りました教職員を中心に意見交換会を開催いたしました。それから、防災減災フォーラム 2011 におきまして、教職員を対象といたしましてパネルディスカッション等を実施をいたしました。それから、郡市ごとでございますが、海部郡の小中学校の先生方は 70 名が鳴門教育大学の防災教育をテーマにしたフォーラムに参加したり、阿南市内の小中学校の先生方は舞子高校、環境防災科を有する学校でございますが、そこに出向いて防災教育の学習をしてきたりということをしております。

今後、研修につきまして、先ほど委員もおっしゃった防災担当の中心的な役割を皆さんに担っていただくために、各小学校、中学校、高等学校から代表で 1 名の先生に 1 月にございます全国の指導主事とか教員を対象といたしました防災教育指導者養成研修が 4 日間開かれることになっておりますので、それに本課の指導主事も加えまして 4 名が参加をいたしまして、帰ってまいりましたらそれを各学校の教員へ伝達講習するということをしてまいりたいと思っております。それと、2 月に開催予定の学校防災研修会に、これは県が主催でございますが、それにおきましては釜石市の教育委員会の指導主事をお招きいたしまして、講演をいただくという予定にしております。このようなことを通しまして、教職員の力を高めていきたいというふうに考えております。

松崎委員

時間が来ているようですので、ぜひ学校現場の中でハード面、ソフト面があるかと思いますが、どちらにしても子供たちを預かる現場というのは、教員の皆さん方がとっさの判断をして緊急対応しなければならないということですので、今お話がありましたようなことを通して、しっかり子供たちの安全安心が守れるような防災対策ができるようお願いして終わりたいと思います。

庄野委員

本会議でも質問させていただきましたが信号機の滅灯対策ということで、これから本県で開発したりリチウムイオン電池を用いた主要道路の滅灯対策を推進されるということで、緊急時における主要な緊急輸送路となります国道 55 号とか 11 号、ここに滅灯対策として消えない信号機をつくるということで、これからはいざというときに備えた対策をお願いしておきたいと存じます。

主要な交通路も大切であります。同時に東日本大震災では港湾の重要性といいますか、支援物資を送るときに港自体の機能が低下してしまうと、災害の復旧復興が大幅におくれるということになると思います。徳島県も主要港湾が幾つかありますが、徳島県の港湾機能を持続していくという面においては、大きな津波が想定されておりますが県の主要港湾といえば、小松島、赤石、橘が浮かぶわけですが、主要な港湾をどのように津波から守っていくのか、取り組みができていくのか、現状と今後の方針みたいなものが必要だと思っておりますので伺いたいと思います。

元木港湾空港課長

震災を受けまして、港湾としてどういう対応ができていくかという御質問でございます。大きな地震を受けまして、港湾の機能回復ということは非常に重要なことございまして、特に港湾の物流機能を維持すると

いう観点から、耐震強化岸壁の整備を進めているところで、既に橘地区、徳島小松島港沖洲地区ではマイナス 7.5 の岸壁ができております。浅川港におきましては平成 22 年度末でございますが耐震物揚げ場を整備したところございまして、引き続きまして赤石地区におきまして耐震強化岸壁の整備を進めているところでございます。

沖洲地区でございますが、今回、直轄事業でございますが、非常に大きな補正をいただきまして、港の中で5つの耐震強化岸壁を整備するというので、順次整備を進めております。今回の震災後、港の機能がたくさん漂流物でふさがれたということもございましたので、早期に港が啓開でき、避難物資やガソリン等の物流資材を受け入れられるように、緊急に復旧できるよう整えてまいりたいと考えております。

庄野委員

港湾自身のハード的な整備も大事だと思いますが、港を利用している民間の企業や倉庫、いろいろな機能が港湾にはあるかと思いますが、それらの今後の大きな課題だと思いますが、そういう岸壁をつくっても大きな津波が来たら、すべて防御できるというのは不可能だと思います。やっぱり上に乗上げてきて、その港の機能を少しずつ損失させていくということが想定されますけれども、そうした場合に、いわば港湾のBCPだと思いますが、港湾機能をいろいろな民間の企業が利用されていますが、港湾全体の機能を早期に回復するために、管理主体である県とか利用されている民間企業が復旧させるためにはどうしたらよいかというのを、事前に検討する必要があるかと思いますが、そこの方針はどうでしょうか。

元木港湾空港課長

港湾についてのBCPということでございます。港湾につきましてはフェリー等の旅客船、物流の船社、ライフラインの方、いろいろな利用者がございまして、いざ発災時、港湾機能をどう継続するかということで、さまざまな方が取り組みを進めていくという観点でございまして、それを総括した形での港湾のBCPというのは重要なことであります。

実際、東北の港湾におきましては、BCPを今後の復興計画の中で検討しようというようなことがそれぞれの港の復興計画の中で書かれております。それから全国の港湾のエリアでございますが、代表的な港におきまして協議会をつくりまして、そういうような検討が開始されているようでございます。あわせてまして四国地区でございますが、高松港で昨年度に基本的なBCPをつくりまして、継続して議論を積み重ねながら進めていくことが大事でございまして、議論を進めております。我々、徳島小松島港を初め徳島のエリアにつきましては検討にまだ着手できていない。全国規模の企業であれば、当然BCPをつくられていると思いますが、地域の企業でありますとなかなかそこまでいっているか状況の把握もできておりませんので、先進例を研究してまいりたいと思っております。

庄野委員

港というのは非常に重要な部分であると思いますので、取り組みを進めていただきたいと思います。

あと、被災地のほうの市議会議員さんにお聞きしたんですが、避難所のトイレですが、阪神淡路大震災のときもそうでしたが、ライフライン、水が断たれる、電気が断たれるということがありました。水を例にとります

と、水洗トイレが流れないということが多々ございまして、その処理をするのに非常に苦労したというふうなことを言われておりました。例えば県庁でもし仮に水道の供給がとまるということがあれば、水洗トイレが使えませんよね。上にタンクがあると思いますが、それを使い切ってしまったら流れなくなるという心配がありますけれども、その水道のタンクの水を上げる非常時の装置みたいなものはあるんですか。

南委員長

小休します。(14時12分)

南委員長

再開します。(14時13分)

近藤危機管理政策課長

徳島県の業務継続計画の中ではトイレの確保というところがございまして。本庁舎には雑用水用タンクが設置されておりまして、かなりの水を保持しております。これを庁舎内の水洗トイレに使用するというところでございまして。飲料水につきましては、76立方メートルはあって、職員2,000人が12日間使用する水量を保持しているというところでございまして。

庄野委員

こんなことがあってはならないんですが、水が切れるということは大変な状況にあると思いますので、何重にも太いパイプが来ているのであれば、もう一つ別のラインをつくるような計画とか、非常時のことを言い出すと切りがないんですが、トイレなんかは非常に重要な部分で、もし今の非常用の雑排水用のタンクの水が切れたらトイレの水は何日間もつんですか。

中張危機管理部長

水洗のトイレの水は最後には切れます。そのために備蓄用品として仮設トイレなんかを用意していく必要があるかと考えております。このBCPの計画の中でもそういう形で計画をしております。

庄野委員

簡易トイレの備蓄というのは、非常に重要な視点であるかと思いますが、県庁だけでなく、各避難所、どの施設が応急的に避難所になるのか想定がわかりませんが、例えば人々が逃げるであろう指定場所に簡易トイレなどを順次備蓄していく必要があると思います。水、飲料水、食料と同時に、もし水が来なくなった場合の措置としての簡易トイレ、量も含めて備蓄計画の中では、各避難所への設置はどのような状況で議論されているんですか。

楠本南海地震防災課長

仮設トイレとか避難所の運営に関しては市町村におきまして避難所を指定しております。市町村におきま

して、仮設トイレの備蓄を行ったり、流通用を活用するというような計画で進めております。

県有施設につきましては、県有施設の所在地の市町村が避難所として指定することになっておりますので、第一には市町村におかれまして、そういった避難者のケアというのは整備を進めているところでございます。本庁舎の機能というのは管財課のほうで所管しておりますので、私のほうで工事するというは恐らくできかねます。

庄野委員

避難所のトイレ備蓄というのは市町村の責任であるわけですか。

楠本南海地震防災課長

活動用はそれぞれ施設を管理している方が整備しますが、地震が起こって避難所として使用する場合、その整備というのは市町村の役割となっております。

庄野委員

わかりにくいんですが、避難所というのは各地、各市町村にありますよね。そこに簡易トイレを設置して、現在どのくらいの設置状況にあるかというのは知っていないといけないと思いますよ。先ほどのBCPで、簡易トイレの整備が入っているという話でしたが、各避難所に市町村がお金を出してすべて整備するんですか。そうだとすると、県はどこにどのくらいのもが備蓄されているかというのを、きちんと把握しておかなければならないのではないですか。

楠本南海地震防災課長

市町村の備蓄状況というのは調査しております。いろんな調査、資料がありますので、すぐにお答えできませんでしたが、避難所の整備というのは市町村の責務でございますので、市町村において食料品であるとか、仮設トイレの整備は基本的に行っているところでございます。県としては、そういった調査は毎年度行っていますし、現在もどういった状況かというのは調査しております。

庄野委員

既にすべてのトイレはできているんですか。

楠本南海地震防災課長

簡易トイレの備蓄もしておりますが、絶対量が全部確保できているかどうかというのはすぐにはお答えできません。仮設トイレであれば、処理車が回収してまた順に使うとか、トータルのことになるので、単純に仮設トイレが全部確保できているかどうかというようなお答えをすぐにはできませんが、阪神淡路大震災でも今回の震災でも、特に簡易トイレは整備が必要であるということで、市町村におきましても進めているところでございます。

庄野委員

ここは少ない、ここは多い、ここはこれで大丈夫だろうというようなばらつきがあると思うんですが、その辺は県としても把握しておくべきで、足りないところに支援してあげるべきですよ。市町村に任せっきりで構わないんですか。県が調査をして指導すべきですよ。

楠本南海地震防災課長

県におきましては計画をしまして、被害想定を出しております。それに基づいて、避難者数がどのくらいか、避難者対策計画を市町村の責務においてつくると。それに関して、国からいろんな助成制度等がございますし、基本的には責務があるところに対しては助成もあるということでそれを活用して、また市町村によっては財政が厳しいところもございますので、県でも6月補正で、市町村の責務ではありますが財源支援ということで取り組みを行っております。できる支援は行っておりますが、まずは市町村において備蓄でありますとかそういう推進をしていただくように、県としてはお話をしているところでございます。

庄野委員

一遍、我々にも県内の各市町村がどんなものをどこにどのくらいの量、現時点で備蓄されているのか教えてください。食料品、水、衣料品、話に出てきた簡易トイレも含めて、現時点で結構ですから、私も備蓄状況を知っておきたいですから、後ほどで結構ですので教えてください。

次に、これも被災地の市議会議員さんにお聞きしましたが、避難所の運営について避難所は事前からBCPにおいて、ユニバーサルデザインを考えた避難所の運営ができるように認識しておく必要があるというふうにおっしゃっておられました。それは、避難したときに集団で生活するわけですから、認知症の方や発達障害のある子供さん、そういう方々が避難所で寝泊まりしておりますと、大きな声を出してみたりすることがあります。そうすると、うるさい、出ていけというようなことも言われて、お母さんは車で寝たという事例があったそうです。避難所も事前に弱者と言われる方々が一緒に避難生活できるように想定をしておく必要があると思いますが、これも検討されているBCPの中には入っておりますでしょうか。

楠本南海地震防災課長

庄野委員からも御指摘がありましたように、避難所に関しましては、女性のプライバシーの問題、乳幼児を抱えている方の問題など多くの課題がありまして、県も検討委員会の中で避難所の質の向上ということで議論しております。県としても避難所運営マニュアルの中で、特にそういった課題に対して規定しております。パーテーションを用意しておくとか細かな点も含めまして整備していくということで、避難所運営マニュアルにも項目として上げているところでございます。

BCPは業務継続ということですので、避難所の運営というのとはちょっと異なります。

大西地域福祉課長

災害時に要援護者が一般避難所での避難生活に支障が出た場合、必要に応じて福祉避難所、二次的な避難所になりますが、この福祉避難所の指定というのを今進めております。この福祉避難所は、原則として

耐震耐火構造等も踏まえておりますし、スロープとか障害者用トイレの設置等バリアフリー化された施設でございまして、今回の点検の中でも順次取り組みを進めているところでございます。

庄野委員

わかりました。最後に、阪神淡路大震災でも、義援金の配分とか事前調査をするために、家屋被害認定士、住家被害認定士とも言うらしいですが、そういうのをあらかじめつくっておいて、迅速に全壊、半壊の状況を認定して、その認定によって義援金等々が早期に支払われるような体制をつくるために、家屋被害認定士というものを和歌山県でも養成を進めるといったようなこともお聞きしておりますが、本県の家屋被害認定士の養成の取り組みについてはどのような方向で行われていますか。

楠本南海地震防災課長

家屋被害認定制度は兵庫県が独自に阪神淡路大震災の後に創設したものでございます。通常でございますと、災害救助法等の公的な支援を受けるためには罹災証明、全壊であるとか半壊であるとか、そういった被害を認定するために必要だということで、兵庫県は養成制度をしております。

徳島県におきましては、関西広域連合の中で、兵庫県を中心に研修制度があり、これに徳島県も参加ができるということで、ことしもありましたがタイミングが悪く、ことしは参加できませんでしたが関西広域連合としての家屋被害認定士の研修等には参加を促していきたいと考えております。

庄野委員

これは県の職員さんも市町村の職員さんも一緒に研修には参加するというのでよろしいんですね。

楠本南海地震防災課長

関西広域連合で広域防災計画が策定の途中でございまして、その制度をどうするかというのはまだ最終的には決まっておりませんが、その中に研修を位置づけるようになっております。ただ研修というのは今も既にやっております、今回は県の職員を対象とした研修でございました。県の職員が参加すれば、その後は県で市町村の職員に対して研修を行うというようなことを推進していきたいと考えております。

庄野委員

家屋被害認定士の養成研修が関西広域連合の中で広域防災の推進の中の項目にもあるようですので、ぜひ、被害を受けられた方々への支援を早期にいち早く進めるためにも、取り組みを進めていただいと存じます。

中山委員

一般質問のときにもお聞きしましたが、マスタープランの取り組みについてです。徳島県震災対策推進条例策定検討委員会の議事録の中で、土地利用規制というのを考えていきたいということをおっしゃっており

ましたが、今、マスタープランの見直しというのが3年ほど前から行われているかと思いますが、その土地利用規制との整合性というのはどのようになっていますでしょうか。

大貝県土整備部次長

ただいま、委員のほうから都市計画のマスタープランについての御質問がございました。県としては現在、都市計画区域マスタープランというのをつくっているところでございますが、これができた暁には、各市町で県がつくったマスタープランをもとにそれぞれの地域の実情に合ったものを策定していただくということになると思います。

今行っております県の見直しに当たっては、今回の東日本大震災を踏まえて、災害対応というのをどうやって考えていくかといったことを十分検討していく必要があるというふうに考えております。

市街化調整区域における住宅の立地であるとか、工場立地であるとか、そういったもろもろの検討課題があると認識しておりまして、線引き制度のあり方そのものも含めて、今後、地域の実情に合ったまちづくりの方針というものを検討して行って、それは関係市町とも十分協議しながら進めていかなければならない。そういう形で整合性をとっていかなければならないというふうに考えております。

中山委員

この条例案というのはこれからまだしばらく時間がかかると思うんです。マスタープランの見直しはそろそろされると聞いておりますので、前後のないように必ず整合性をとっていただきたいと思います。市町村との意見交換をしっかりとさせていただいた中で、まず現状に沿った土地利用のあり方というのをもっともって考えていっていただきたいと思います。

それと、午前中の岸本委員の質問に重複するかもしれませんが、今の推進条例の骨子の中で、災害ボランティア活動の環境整備とかいろいろありますが、災害ボランティアの役割というのはどういう役割があるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

災害時にいろんなボランティアというのがありますが、まず一般的に災害時ボランティアということで、避難所における支援というのがまずすぐに必要なボランティアということで考えております。あと、東日本大震災を踏まえますと、ヘドロ処理とかいろいろな支援というボランティアもございます。多岐にわたるものですが、まずは生活支援、避難所運営等におきまして活動していただくということが代表的な部分でございます。

中山委員

この災害ボランティアの方たちというのは、登録制になるわけでしょうか。

楠本南海地震防災課長

日ごろからボランティア組織に所属されている方や、災害時に一般でボランティアに参加していただく方も

ございます。県としては災害ボランティアの充実として、日ごろから災害時における知識を持たれた方を養成して、協力をいただきながら災害時にスムーズにボランティア活動を行えるような仕組みを進めていくといったところで検討しております。

中山委員

非常に災害ボランティア制度というのは役に立つと思うんですが、普通のボランティアとは全然違います。危険ですし、内容も非常にハードでディープな部分もあると思います。

ですから、登録状況の把握とか、まずは県民への災害ボランティア制度の周知とかPR活動というのをもっともっていただいて、またそれとともに災害ボランティアの方の活動のマニュアル化をしていただいて、ぜひともこれを早い段階で推進していただければと思います。

それと骨子の中で、先ほどからも何回か出ておりますが、避難に関して必ず聞かれるのが、どこに逃げたらいいいのかということ。これは一般の方にとっては一番の心配なんですね。私の地域でいえば、例えば和田島とか坂野とかはよく言われる避難困難地域なんですけど、これも恐らく市町村が対応していかなければならない問題だと思います。今、県においても防災マップをつくられております。市町村も独自の防災マップづくりをしている中で、例えば小松島では避難場所はどどこにありますよと、ただ単に書いているだけなんですね。それだけでは、高齢化が進む中で高齢者の方たちがそこまで行けないという方がたくさんいらっしゃるわけですね。当然、避難困難地区ですから。ですから、県としても特に避難困難地区に光を当てた避難マニュアルみたいなものを策定できないかどうか。ぜひとも県が策定して各市町村に指導するようなマニュアル、市町村に任せておいてもそこまで突っ込んだ対応というのはなかなかしてくれないと思うんです。徳島県全体の避難困難地域に対する避難マニュアルというのを策定していただけないかなと思ひまして、どうでしょうか。

楠本南海地震防災課長

避難マニュアルにつきましては、まず国等がガイドラインをつくりまして、それで県の段階でつくって、また市町村でというような形で今までやっております。それぞれ地域特性、災害に応じて市町村において検討されております。市町村のほうがより状況に詳しいということで今までマニュアル等策定しておりますが、私もいろいろ御相談を受けておりますと、市町村でも迷われるところが多いということで、そういった点は県でマニュアル化というよりも、市町村が策定する上で個々に具体的な御相談を受けながら推進していきたいと考えております。現に今もいろいろな御相談を受けながら、協議して進めているところで、今後もそのように進めていきたいと考えております。

中山委員

先ほど来ありますように、ここは市町村の範疇とか、これは県の範疇とか、そういういろいろ難しい点は重々承知しておりますが、やはり徳島県としてこれからの有事に早急に備えるような対策、システムづくりとこのを切にお願いして終わります。

南委員長

休憩いたします。(14 時 43 分)

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。(15 時 04 分)

達田委員

お疲れのところを恐れ入りますが何点かお尋ねしたいと思います。

まず初めに、学校に子供さんを毎日送り出している保護者の方が非常に心配されている食品の問題なんですが、学校給食の食材、放射能汚染が心配だという声も出ておりますが、徳島県内の学校では地産地消を基本としているということでやっておられるようですが、学校給食の食材について、放射能測定などがちゃんと行われているのかどうか、まずはお尋ねいたします。

林体育健康課長

県内の給食の食材についての放射能検査は現在、実施されておられません。

達田委員

学校給食そのものは市町村の管轄ですので、これを使いなさいというような指定はなかなかできないと思いますが、ぜひ県内産であってもきっちり調べる。そしてまた県内産以外のものについてもきっちり調べることが必要なのではないかと思います。米、小麦粉、野菜、果物、魚、肉、乳製品、卵、いろんな調味料、加工品、いろいろありますけれども、そういうものがどれくらい県内産であるのか今の現状を教えてください。

林体育健康課長

昨年度、平成 22 年度でございますが、県内産は 56.35%となっております。外国産のものにつきましては 10.48%ということになっております。国内産が 89.52%となっておりますので、国内産がそれだけ使われておりました、県内は地産地消を進めておりますので 56.35%ということになっております。

達田委員

例えば米とか野菜、果物、これは産地がはっきりとわかると思いますが、加工品になるとわかりにくいと思います。子供たちは学校給食の中で、例えばジャムとかプリンなどを喜んで食べておりますが、そういうものがすべて県内産、あるいは近いところで製造されたものなのか、原料がどこなのかというのをきちんと把握する必要があるかと思いますが、原料の把握と放射能汚染の測定をこれからはしていく必要があるのではないかと思います。各市町村の動向はどうでしょうか。

林体育健康課長

現在の学校給食でございますが、牛乳と米につきましては、県内産 100%でございます。おかず等の副食

につきましては、各市町村がそれぞれ共同調理場でありましたら一括で、また単独調理場でありましたら各学校で購入をしているところでございます。

非常に保護者の方の御心配もよくわかりますし、子供たちの食についての安全性ということも大変重要であると思っております。食材がかなり多いですので、独自にはかるというのは大変困難でございますので、今のところは測定をしていないという現状でございます。県教育委員会といたしましては、国や県の動向を注視しながら、関係部局とも連携をして、食の安全に関する情報を市町村に積極的に情報提供するなどして対応してまいりたいと考えております。

達田委員

参考までにお尋ねしておきますが、今、県内の市町村で測定器を購入するとかして、子供たちの口に入るものの安全性を調べていこうとされているところがあるでしょうか。

林体育健康課長

現在のところ、そういう市町村はございません。

達田委員

ぜひ、子供たちの毎日毎日口に入るものですから、安全性は本当に測定して初めてわかると思っておりますので、ぜひ測定器を各自自治体が持っているような状況にぜひなっていたきたいと思っております。

それと、この前からいろいろと議論にもなっておりますが、粉ミルクまで大変な問題になってきたということ、小さな赤ちゃんに影響があるのではないかと心配がされているわけですが、結局この粉ミルク等につきましては、いつから測定を県としてきちんと行うんでしょうか。

竹内生活衛生課長

加工食品、流通食品についての検査でございます。午前中に保健福祉部長のほうから答弁させていただきましたが、今現在、11月24日に食肉衛生検査所に、ゲルマニウム半導体検出器が搬入されております。今、この機器の調整や職員の訓練を行っているところでございまして、それが終わり次第できる限り早い段階で、すべての食品というわけではございませんが、指示されている自治体、東北から来る食品、農作物について検査をしていきたいと考えております。

達田委員

特に子供が口に入れるであろう食品、粉ミルクはもちろんですが、離乳食なんかもきっちりピックアップして調べるような体制をとっていただきたいと思っております。今でもやはり汚染をされていたということで、民間が調べてわかって、その後で行政が調べる。私はこれは逆ではないかと思っておりますが、そういうことですから、行政としてあらゆるものを調べられるような体制をぜひ構築していただきたいと思っております。

赤ちゃんは毎日毎日成長しておりますので、一日も早く赤ちゃんの食べ物を調べられるように、ぜひお願いいたします。それと、学校給食の安全性をより高めるために、ぜひお願いをしておきたいと思っております。加工品

などにつきましては、これはどこのかなと思うものもあるかと思えます。調味料などはいろんなものが含まれておりますので、わかりませんので、ぜひ調査ができるようお願いをしておきたいと思えます。

こういう議論をしなければならなくなった原発事故に対して憤りがいっぱいですが、私はこの前の本会議でも聞かせていただきましたけれども、原発はやめるという方向でぜひ取り組んでいただきたいと思います。安全協定はもちろんですが、年明けになりましたら伊方原発はすべて停止いたしますね。これを機会にすべて廃炉にいただきたいと思います。県としてそういう要望をしていくのかどうかお尋ねしておきます。

近藤危機管理政策課長

福島第一原子力発電所の事故によりまして、放射性物質が広範囲に飛散したというところで、原子力発電所に対する国民の不安、不信については高まっているというところでございます。

本県といたしましては、まずは国の責務として今回の事故の早期収束と原因の究明を図っていただき、二度とこのような事故が発生しないよう、伊方原子力発電所を初めすべての原子力発電所の安全確保に万全を尽くすことが何よりも重要であると考えております。またこうした考え方につきましては、これまでも本県独自、または全国知事会、四国知事会、関西広域連合などを通じ、機会あるごとに繰り返し国に提言などを行ってきたところでございます。伊方原子力発電所につきましても、国におきまして明確な安全基準を示した上で、国及び電気事業者が、地震や津波も含めたあらゆる危機事象を回避する万全の安全確保対策を講じるとともに、立地県の住民の方々、自治体の方々に対して、説明責任を果たしていただきたいと思います。

達田委員

福島原子力発電所に関しまして、収束どころか被害が広がって、周辺どころか四国まで影響があるということがはっきりしてきたわけですから、収束どころじゃないですね。電力会社はこの事故の原因究明をされておりますか。9カ月もたっておりますが、何が原因だと言っておりますか。

近藤危機管理政策課長

この原子力の問題につきましては、国の責務としてさまざまな知見を使いながら、科学的な原因の究明を図っていただいていると認識いたしております。

達田委員

電力会社は、想定外の巨大津波が来たからと言ってありますが、事故の原因というのは究明されていないわけですね。まだ究明もされていないし、収束もしていない。どんどん被害が広がっているという状況にあるわけですね。

四国電力は福島原発事故を受けて非常用電源を追加しました。主に津波の対策に重点を置いて講じているそうですが、福島原発の事故の後を見ますと、事故直後に電源車が69台も結集したわけですが、1台も使えないという状況だったわけですね。こうした状態を見ましても、有効な対策というのは何一つとっていないわけですね。さらに、汚染水を海に流そうなんてことを言っているわけですね。どこまでこの日本、

地球を汚染するの果てがないと思うんです。ですから根本的に安全な原発などというものはありませんが、本当に県が安全対策をとりますというのであれば、原発はやめてくださいと、この四国にある伊方原発から廃炉にさせていただきたいと言うのが筋ではないかと思いますが、そうではないですか。

近藤危機管理政策課長

本県といたしましては、先ほども申しましたけれども、まずは国の責務として、今回の事故の早期収束と原因究明を図り、二度とこのような事故が発生しないよう、伊方原子力発電所を初めすべての原子力発電所の安全確保に万全を尽くすことが、何よりも重要であると考えております。

南委員長

達田委員、廃炉は付議事件の対象外ということですから注意してください。

達田委員

今、地震、津波などの議論をここでやっておりますよね。伊方原発というのは世界最大級の活断層のすぐ近くにあるということで、非常に心配をされております。そして地震大国なわけですから、特に注意が必要な場所にあるわけですよね。中央構造線、そして南海地震、東南海地震、東海地震、そして日向灘地震と心配されているんですが、その連動地震によって重大な危険が迫るのではないかと、多くの方が心配をされております。ですから徳島県民を守るという立場に立つならば、やはり危険な伊方原発をやめてもらうというのが徳島県民を守るという道になっていくわけですから、ぜひそういう方向を毅然と示していただきたいと思います。もう一回、答弁いただきます。

近藤危機管理政策課長

先ほども申しましたように、本県といたしましては、まずは国の責務として今回の事故の早期収束と原因究明を図り、二度とこのような事故が発生しないようすべての原子力発電所の安全確保に万全を尽くすことが、何よりも重要であると考えております。

事業者である四国電力からは、伊方原子力発電所につきましては津波を含めた耐震安全評価において、南海地震と東南海地震の同時発生、いわゆる直下型地震における揺れや津波に対して、十分な安全性を有しているという説明を受けておりまして、また先般、伊方原子力発電所の3号機の安全性に関する総合評価、いわゆるストレステストの結果につきましては、11月14日でございますが、四国電力から公表されておりますが、最も裕度の小さい電源系でも、基準地震動の1.86倍の揺れまでは機能が維持され、最も裕度の小さいタービン動補助給水ポンプ等についても、想定津波の高さを上回る14.2メートルまでは機能が維持されるということで御説明をいただいております。

達田委員

こうだから安全だということではなくて、県民を守るという立場に立っていただきたいということを申し上げているわけなんです。ぜひ、来年すべての炉がとまりましたら、これを機に二度と再開しないようにということで

ぜひ取り組んでいただきたいし、私たちもそういう方向で頑張りたいと思います。

次にお尋ねしたいと思いますが、防災減災対策に係る総点検の結果ということで、午前中からも議論をされておりますが、これが初動体制の強化などにつきましてはよく計画されていると思います。この中で特にいろんなものを点検しましたという表を以前もいただきましたが、この中で病院や診療所、医院などの医療機関の状況などがどうなのかというのがよくわからないんですが、浸水を受けるであろう地区に病院や診療所が幾つあるのか調べておりましたらお願いいたします。

木下医療政策課長

医療機関についての御質問をいただいております。医療機関につきましては、いろいろな機能を有している医療機関もありますし、機能の大小がございますので、救急告示病院を対象にしまして数えてみますと、浸水が予測される地域の医療機関は 12 というふうになります。

達田委員

東北の被災地の状況を見ましても、助かる命を助ける、まず初動がとても大事なことだと思います。そして命からがら助かった方が、避難所であるとかその後、仮設に行ったり、借り上げ住宅に行ったりして、仮の生活をされているわけですが、この間をどういうふうにご過ごすかというのが生活の質にかかわってきているわけですね。ですから拠点施設になっている病院だけでなく、診療所や医院みたいな普段住民の皆さんがかかっている医院があるのかないのかで物すごく違って来ます。

私もお話をいろいろ伺いまして、古田県議とか一緒に行きまして、住民の皆さんにお話を伺ったんですけど、持病を持っている方が月に2回病院にかからなければならないんですけど、病院がなくなってしまって、物すごく遠いところまで通わなければならないという方もいらっしゃるし、また歯の治療を行っていた方が歯の治療ができなくなってしまった。個人の歯医者さんがあったんですけど、全部流されてしまったとかそういうことで、医療機関が物すごく大きな被害を受けて、住民の方が必要な医療を受けられないという状況になっているわけですね。それをきちんと確保するという対策ができるかどうかというのをきちんと入れておかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

木下医療政策課長

大規模災害が起こりましたときに患者を受け入れ、また域内で対応できない場合は患者を搬送する機能あるいは応援する機能を持つのが災害拠点病院ということでございます。県内には9カ所の災害拠点病院があるんですけど、今回の中間取りまとめの中でも災害拠点病院についての項目として書かれておまして、これについては耐震化というようなことで書かれているんですけど、これにつきましては現在計画中のもの、今年度中に取りかかれるものも含めると、すべて耐震化は 100%完了するということになっております。浸水の面で災害時につかる医療機関もその災害拠点病院の中にはあるんですが、ここを中心として医療を行う。またその圏域内で多くの被害があり、対応し切れないという場合には広域搬送を含めて域外で治療、対応するという方策についても書いております。

達田委員

要援護者の支援対策ではこれにも載っていますが、社会福祉施設 1,075 施設のうち、16%に当たる 172 施設が津波浸水区域内に立地している。そして 21%の 222 施設が耐震性能不適合という結果が出ているわけですが、この社会福祉施設そのものが医療機関と密接に結びついていないといけません。ですから大きな病院、拠点病院はもちろんですが、おじいちゃん、おばあちゃんが近所の歩いて通っていたような病院が災害のときに続いてあるのかどうか、それがすごく大きな問題だと思うんです。ですから身近にかかりつけで診ていただいていたお医者さんがいなくなったとか、流されてしまって機械がないから診てもらえないとか、そういうことになってはいけませんのでそういうときのためにきちんと医療を確保しておくという計画ができていくのかということでお尋ねをしております。

身近な病院、災害拠点病院が近かったらいいんですが、高齢者の方はバスは通らないし電車も通らないし、本当に遠いところまで通うのが大変だとおっしゃっています。そういう方たちが医療をきちんと受けられるような体制をどう整えていくのか、それが大事ではないですかということをお尋ねしております。

小森保健福祉部長

平時と災害時で全く同じような医療サービスを提供できるかというのは、はっきり申し上げて不可能かと考えております。やはり予算もありますし、有効な限られた医療資源を災害時に対して、いかに効率的、有効的に導入していくか、まずこれを平時のときから考えていく必要があると考えております。

その1つの手段として、先ほど木下課長が申し上げましたように、県内9カ所の災害拠点、それから次の段階として救急告示病院、それから次の段階としていわゆるかかりつけ医である有床診療所あるいは無床診療所というのがあるのかなと考えております。

いざ発災して有事に、達田委員がおっしゃるようにかかりつけ医のすべての無床診療所あるいは有床診療所が提供できればいいんでしょうが、なかなかそこまではいかないだろうということは予測をいたしております。ではどうするのかということで、3月11日以降、本県からも災害の医療救護班を宮城県に派遣をいたしております。そういう中で、医師、看護師が持ち帰ってきた知見に基づきまして、災害医療コーディネーターというものを養成すべきであるということで、6月の肉づけ予算でお認めをいただきまして、災害医療コーディネーター、介護福祉コーディネーター、保健福祉コーディネーター、薬事コーディネーター、この4本柱で養成をしているのは恐らく本県だけであろうと思いますが、そういうことで現在、取り組んでおります。

達田委員の御懸念もよくわかります。しかしながらすべての医療機関を平時と同じようにというのはなかなか難しいと考えておりますので、まず災害コーディネーターというのをいかに有効に活用し、限られた医療資源を有効に投入できるか、その点について十分これから真剣に検討してまいりたいと考えております。

達田委員

すべての医療機関が無事であってくれればいいんですが、被災をしてしまった場合に本当に困るのは患者さんですね。それで被災地ではバスを走らせたり、8人乗りぐらいのワゴン車を走らせて、お医者さんに通えるという制度ができた町もあります。それがようやく6カ月以上たってきたわけです。しかしその間、持病を持っている方は遠いところまで人に乗せてもらったりして御苦労されていたわけです。ですから、すべての医

療機関が無事であればいいんですが、拠点病院だけが頼りというときに、その足、病院にかかれる足を確保する、どのようにするかというのがまず大事ではないかと思えます。

それともう一つは、被災してしまった医院とか診療所が復旧復興できるような制度がきちんと確立できているかということが大事だと思うんです。今、公的な医療機関につきましては、国の制度として予算が配分されるわけですが、個人の医院でしたらなかなか救急医療に対応しているところでない、予算が十分配分されないということで、若い開業されているお医者さんなどは、ローンも抱えて大変という声もありました。そういう患者さんたちの足を確保して医療が受けられるようにするというのと、医院そのものの復旧がいち早くできるような対策を国に求めていくべきではないかと思えますが、現在の制度はどうなっていますか。

小森保健福祉部長

先ほど申し上げました災害拠点病院であるとか救急告示病院につきましては、耐震化の補助金の対象ということで、1次、2次で国のほうから交付金等が県のほうへ流れてきてまして、それによって整備をしております。

では、一般の診療所はどういうふうな資金計画ですかということでございますけれども、私の知り得る知識の中で申し上げますと、一般の医療機関を開設する場合、まず自己資金それから公的な資金として社会福祉医療交付金、そういう社会福祉施設と病院に対する融資の公的な機関があります。それに加えて、一般の市中銀行ということになろうかと思っております。現段階で今回の震災を受けまして、本県も47億円をちょうどしました第2回目の地域医療再生計画の基金についても、宮城と岩手と福島に120億円ずつ投入されましたので、その部分についても被災県では取り組んでいるのかなと思えます。ただ、民間の医療機関に対して達田委員がおっしゃるように、発災したときに、それを全面的に復興支援する制度があるのかということでございますが、残念ながらそれは現段階ではないというふうに認識をいたしております。

もう一点の巡回する診療バス、これにつきましては市町村が実施主体になるのかなと思っております。そうしますと県内でも、例えば巡回コミュニティバスというものが実施されていると認識をいたしております。発災後の要援護者あるいは通院困難者に対してのサービスをどういうふうな形ですか、それは地元市町村あるいは地元医師会と協議をしながら、県もその協議に加わってしていく。ただ、現段階では確立したシステムはないと思えます。今、利用できるとすれば市町村が実施しているコミュニティバス、これが有力ではないかというふうに考えております。

達田委員

今回、東北の被災地の状況から学んで、徳島県がもしそういうことがあった場合に、どういうふうなことが必要かということ、県がきちんと把握して市町村に示していくということも必要だと思うんです。

各市町村もボランティアであれ、職員さんを派遣したりして非常によく調べておられると思えますけれども、やはり地域によって格差が生まれたりしてはいけないと思えますし、そういった状況をぜひ把握していただきたいと思えます。

今おっしゃいました医療施設等災害復旧費の補助金ということ、医療施設近代化施設整備事業という2つしか今は国の制度としてはないんですけれども、前者は公的医療機関、民間では救急医療などを担ってい

る国が定める政策医療を行っているところということで、おっしゃるように民間の医療機関に対しては制度がないわけです。ですから地域の医療機関がいち早く立ち直って、患者さんを受け入れられる状況になるような制度、きめ細かい制度が震災の対策として行えるように、県としても国に制度の充実を求めていると思います。そういう意味でお願いしておりますがいかがでしょうか。

小森保健福祉部長

本県におきましては、発災後いち早く国に対しての政策提言をしたところでございますし、地域医療再生計画の取り組みについても、国に対して申し上げたところでございます。それから、いわゆる津波浸水地域にある医療機関あるいは社会福祉施設についても、高台移転に対して現在整備に関する補助金がございます。

こういったものに対しても、国に対してこれまでも政策提言したところでございますので、委員の御提案の趣旨も踏まえまして、今後、県全体として国に対し災害予防あるいは減災に対しての一連の政策提言の中で検討してまいりたいと考えております。

達田委員

東北3県の病院等で被災をしたところ、大きな病院は381のうち、290が一部損壊とか半壊、全壊が10の病院、医科診療所につきましては3,956のうち、1,176が一部損壊とか半壊、83の医科診療所が全壊してしまった。そして歯科につきましては、2,581のうち827が一部損壊とか半壊、83の施設が全壊してしまったということで、海岸沿い、いわゆる浜通りと言われるあたりの病院や診療所がたくさん被災して、かかれなくなってしまったということで御不便を来してきたわけなんです。そういう状況も踏まえた上で、あすは我が身という思いをしながらお話しも伺ってききましたが、本当に安心できるような計画をぜひ立てていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後になりましたが、地元からも要望として出ておりますが、岡川の河川改修につきまして、以前にも委員会をお願いしたところですが、大雨が降るたびに上流のほうで田んぼもつかり、家がたくさん建ち並んでおりますが危険な目に遭っております。この河川改修がどういうふうにして、いつまでに進めようとしているのかその計画をお尋ねしておきたいと思います。

秋月河川整備課長

岡川の改修状況であります。岡川、桑野川の合流点から市道文化橋まで約1.4キロありますが、この整備については直轄事業で終わっております。文化橋から上流の全体3.4キロ、この延長につきまして県事業として整備に努めております。

非常に延長が長いものですから、このうちの文化橋から清水橋、この約1キロになりますけれども、ここを重点的な整備区間という形で位置づけまして整備に努めているところでございます。この重点整備区間の改修の現状ですが、1キロの上流点に当たります清水橋のところまでの改修があと2年ないし3年で完了できる見込みというところまで進捗しております。清水橋から上流の改修につきましては、現在、概略設計を進めております。概略設計が終わりましたら下流部で進めている改修に引き続き、整備に努めていこうと考えて

おります。清水橋上流の現地の工事につきましては、現在進めております概略設計の完了後、現地に入りまして地元の方の御意見などをお伺いしながら、詳細設計を進めてまいりたいと考えております。ただ、当然のことながら用地の取得が前提になりますので、用地取得のための境界の確定、用地交渉、用地買収、こういことを完了した後に現場の工事に着手するということになっております。清水橋から上流の区間につきましては、まだ2.4キロと非常に長い延長があります。それから、下流部の用地取得できたところにおきましても、地図混乱という現場がございまして、こういうことから全体の区間を完了するためにはまだ期間を要すると考えております。

いずれにしましても、浸水被害の軽減のために引き続き改修工事に取り組んでいきたいというふうを考えております。

達田委員

川沿いの方だけじゃなくて、上流の下大野地区などの田んぼや畑がつかって、また家も市道もつかりますので非常に危ないということで、以前から要望を出しているんですけどなかなか進まないということでとても困っておられます。ぜひどんどんスピードを上げて改修を進めていただきたいんですが、ある長老の方にお聞きしますと、もう50年くらい改修しているんじゃないか、いつ終わるんだろうかということも言われております。もっと目に見える形で改修を進めていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。お答えをいただいて終わります。

秋月河川整備課長

確かに岡川でもかなり長い期間がかかっております。長い時間かかっておりますが、本格的な改修が終わるまでの間は、今の河川の断面に支障を来す伐木をしたり土砂の掘削など維持管理工事を進めながら、少しでも治水能力が高まるようにということも考えております。

いずれにしましても繰り返しになりますが、できる限り早く岡川の改修工事を終えられるように努力していきたいと考えております。

川端委員

私からは、これまでの委員会の中で警報の出し方というのを何回か質問いたしましたが、きょうはそのことを細々とというのではなくて、これまでの議論を聞いておりますと警報の出し方でも市町村ごとに出し方が違う。県下でまとめられないかと言っても、それは市町村が判断することだというような論調で、なかなか思いが伝わらないんですが、きょうのさまざまな議論を聞いておりましても、市町村の責務というようなお答えがちらほら聞かれまして、防災対策委員会での議論というのは、もう一つ我々の思いがきちんと伝わらないなという感じがしております。

そこできょうは消防保安課の課長さんもいらっしゃいますが、この防災の市町村のかなめというのはどうしても消防ということになるわけです。私は危機管理というのは医療と似たところがありまして、現場の診療所でかからないといけない問題、それともう少し悪くなって大きな病院でないと対応ができない問題、そして高度な臓器移植のようなものになりますと県下で1つというような、1次、2次、3次、こういうふうな考え方が大

事だと思っんですね。これは防災でも同じことだと思っんです。さらに最近は4次医療圏、ドクターヘリで他県に飛んでいく。県内で完結しないことは他県で行う。このように1次、2次、3次、4次というような時代になってきましたね。

そこで、この防災の議論でどうも歯がゆい思いをしていることが多いんですが、それを解決する方法の中に圏域というのをもう一度見直したらどうかと思っんです。消防法の中で、今から四、五年前に総務省からこれまで市町村消防だったのを、県下一円で全県一区もしくは全県を3つくらいの区域に割って、消防体制を組み立て直したらいいというような方針が出ました。それに対して、徳島県でも消防の広域化を検討するというので、一、二年議論されたのでないかと思っます。その議論の結果がどのようにおさまったのかというのは十分確認しておりませんが、この防災対策を考える上で、圏域という考え方、また徳島県が担う役割というのをしっかりと定めていくということで、いろんな皆さんが市町村の責任だと言われているあたりが解決するのではと思っます。

そこでこの消防の広域化計画がどのようになったのか教えていただきたいと思っます。

新居消防保安課長

市町村消防の広域化ということでございます。県内に12消防本部が現在ございますけれども、各消防本部につきまして広域化ということで、県の計画といたしましては平成20年度に広域化推進計画を定めまして、その中では12消防本部を県下1消防本部にまとめるという計画をつくったところでございます。

ただ、これにつきましては各消防本部あるいは県も含めて検討を進めてきたところでございますけれども、やはり現実の問題といたしまして、人員配置の問題ですとか資機材とか、各救急車を実際に現場に派遣する際に土地カンがある、ないというようなこともございまして、現在のところは各消防本部間の意見が一致していないというところがございまして、この2月議会で知事のほうから消防の広域化、県内12消防本部を一本化するということにつきましては、まずは近くの消防本部ごと、例えば生活圏を同じくする郡単位ですとか、身近なお隣の消防本部と生活圏が同じようなことであれば一緒になって消防活動をやっていくというようなケースは考えられないかというようなことで、今現在は12消防本部を一本化するということではなく、例えば美馬郡内とか板野郡内とかそういうスケールで広域化が図れないか、また共同で検討できないか、そういうところで進めていっているところでございます。

川端委員

平成20年ということは今から3年前ですね。それ以降全く進んでいないというようなお答えだと思っんですね。結論は全県一区でいくという結論が出たにもかかわらず、さまざまな地域の事情があってできていないということですね。一足飛びに全県一区というのはなかなか難しいと思っんですね。業務の内容によって、救急車を走らせるにはこういう圏域がいいだろう、火を消すのはこういう圏域がいいだろうということで、地元密着の業務、広域で取り組まなければならない業務、さまざまありますので何もかも一本化というのはなかなか一足飛びには難しいと思っます。

しかし、徳島県警も昔は市町村警察という時代があって、今は県警という県1本でやっておりますね。あれは危機管理上は非常に有効な手段だと思っます。ですから、一応県の方針が全県一区の消防体制というこ

とで結論が出ているのであれば、全部はそれで無理ですが、業務によっては全県一区でやるなど、東日本の大震災を受けてもう一度見直していったらどうかと。でなければ一つも前に向いて議論が進まないということでないかと思います。

この消防防災無線、拡声器で出す発信などでも、ただごとでないことが起こったということを住民に知らせる方法を、県下一円、同じような仕組みでどこに出張していても、どこに勤務していてもそれを聞けばわかるというような制度が必要ではないかと思うんですね。このことを幾らお願いしても、結局まとまらない、そんなお答えしか返ってこない。

消防防災無線だけではなくてさまざまな質問がありましたが、議論の中でそのようなニュアンスのお答えが多いですね。ですから東日本大震災を受けて、防災のあり方、全県一区でやるものは整理して、県の委員会の場でしっかり議論していくのが少しでも前に向いて進む方法かなというふうに感じております。

これはこのくらいにしまして、きょうは予算の内容が示されておりますので細かいことも少しお尋ねしますが、医療政策課の医務費の中に広域災害医療体制の整備事業費ということで960万円、この内訳を少し説明していただけますか。

木下医療政策課長

広域災害医療体制の整備事業について御質問いただいております。このたびの東日本大震災におきましては、特に発災直後におきまして固定電話はもとより携帯電話が通じにくく、被災地支援チームとの通信確保が大きな課題であるということが実情でございます。実際に被災地に行った支援チームから通信手段の確保策として衛星携帯電話の設置というような意見が多数ございました。8月に防災減災フォーラムというのを開きましたが、この保健医療福祉部会におきましても衛星携帯電話を活用した連絡体制の構築が必要だというような御提案をいただいたところでございます。

そういうこともありまして、このたび衛星携帯電話を配備しようというようなことでございます。配備先といたしましては県の機関としましては医療救護支援でありますとかあるいは医薬品の確保ということが必要になりますので、私ども医療政策課でありますとか薬務課、各保健所などに配備するようなこと、それから県内の医療機関の状況把握を行う必要があるということで県の医師会などにも設置したいと思っております。

川端委員

1台幾らくらいするんですか。何ぼ購入するんですか。

木下医療政策課長

想定としましては1台当たり40万円、24台で960万円というふうに聞いております。

川端委員

これはあくまでも医療体制だけに限った整備ですね。孤立集落の問題もこれまでも議論されましたが、医療以外の分野でもこういう衛星通信を使って、情報交換しなければならぬ部署がたくさんあるのではないかと思うんですね。他の部署においては衛星携帯電話の整備はどのような状況になっておりますか。

楠本南海地震防災課長

衛星携帯電話の導入というのは、危機管理部門におきましては阪神淡路大震災の直後から、そのときはもっと高かったんですが危機管理に関しましては導入をいたしまして、今回、宮城に派遣した際にも衛星携帯電話の利用をしております。

市町村に対しましては、国の助成もございますが、県のほうも追加助成しまして、市町村の孤立化対策ということで、衛星携帯電話の導入も進めているところでございます。

川端委員

進めているということは、まだ十分配置できていないということですか。今後、どのくらい、この衛星電話を活用する計画ですか。

楠本南海地震防災課長

まず県内市町村における孤立化集落自体は465カ所ございます。すべてに衛星携帯電話というわけではなくて、衛星携帯電話につなぐべく簡易無線で連絡するとか、いろんな方策も講じながら衛星携帯電話の導入を図っていくということで、現在進めております。

問題は固定費用が月5,000円くらいかかりますので、数を行うとランニングコストの負担ということで、市町村も順番をつけながら導入をしているような状況でございます。

川端委員

わかりました。500に近い数が、既に予定されている、医療も含めてね。この衛星電話ですが、固定費ということですが、やはり常々使っていなければ、いざというときにどこにあるのかというふうなことになったり、電池が切れていたりというようなことになりかねない。衛星携帯電話というのは非常に有効な手段ですが、今後、整備した後の適切な管理についてもぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

衛星電話ならいつまでも通じるのか。これ恐らく全国的に利用状況がどんどん上がってくると、恐らく回線も携帯のようにだんだんとゆとりがなくなってくるということがあるのではないかと思います。そのあたりの将来の見通しというのはどうなっていますか。

楠本南海地震防災課長

通信事業者によりまして、利用する衛星というのが異なります。世界的な衛星なども利用するという計画もございまして、今回の震災後、企業でも導入が進んできておりますが、現在のところは即座に回線がいっぱいになるというような状況にはならないとお聞きしております。ただ、機器の生産というか、確保が難しいような時期もあります。

川端委員

ぜひ、医療政策課のこのたびの配備も常々利用しながら、いざとなったときには適切に使い、また常日ごろ

は管理ができるようにやっていただきたいと思います。

それと、予算の中で事前委員会のときに県警のほうに質問をしました緊急輸送路の信号が停電等で消えるのではないかとこの質問に対して、リチウム電池でのLED信号で対応、整備しますということでお話いただきました。

今回、この900万円というのは非常に予算が少ないように思いますが、1基幾らで、一番聞きたいのは緊急輸送道路は優先だと思んですが、徳島県に何基必要で、今後の取り組みの計画についてお聞かせいただきたいと思います。

久米川警備部長

ただいまの御質問でございますが、今回の予算では900万円、1台が90万円、10台をお願いしているところでございます。既に30台は県内の主要交差点には設置済みでございます。これを入れて40台。しかしながら、絶対的には数は不足でございます。

緊急交通路は地震があった後に通れる道路を指定をするということでございますので、基本的にはメイン道路、しっかりした道路は地震でも橋も落ちないだろうし、大丈夫である。県のほうで緊急輸送路ということで計画を推進していただいておりますので、そういった道路が緊急交通路に指定できるであろうと。緊急輸送路は事前に整備する道路でございますが、緊急交通路は地震の直後に通れる道路を調べて、あるいは通りながらも迂回路があるようなところでない、全部それで占めてしまうと一般交通を遮断するわけにはいきませんので、そういったことで公安委員会が指定をして、緊急車あるいは証票をつけた車両だけを優先して、それは災害対策、緊急輸送、それだけに使うということで、今回も東北でもそういった形で高速道路とか一般国道もかなり緊急交通路に指定をして、かなりのけが人の輸送や災害対策の資機材も運べたというところでございます。

県内でも想定としては、国道あるいは高速道路といったメイン道路が緊急交通路になるだろう、緊急交通路として活用できるであろうというふう考えているところでございます。

そういったところは主要交差点があるところでございますので、ちょっと今、手持ちで数字がないんですが、主要交差点をメインとして停電でも活用できるような装置を装着していきたい。これは予算も伴いますので、県当局とも相談をしながらやっていくということで計画しているところでございます。

川端委員

緊急交通路というのは緊急輸送路がそのままなのかと思っておりましたが、そうではなかったんですね。緊急輸送路というのはあらかじめ設定していますね。しかし災害の状況によって交通路というのは別に定めるわけですか。ということになると、事前に用意しておくというわけにいかない世界なんですね。恐らく緊急輸送路と言われる国道等の基幹道路というのは、どうしても交通路にもなっていくのではと思いますので、県内のそういう重要な信号はぜひこれを推進していただきたいというふうに要望しておきます。

最後に、鳴門市との意見交換の中で、鳴門市のほうからぜひこのことをお願いしたいというのを聞いておりますので、この件についてお伝えしたいと思います。何かといいますと県の補助事業についてであります。

県の津波から命を守る緊急総合対策事業補助、これについてそれぞれ①から③まであって、津波避難路

緊急整備モデル事業、地域防災拠点避難所整備機能強化モデル事業、津波避難困難地区施設整備補助事業、それぞれ補助率が2分の1であったり、さらにそのうちの4分の1を県が持ってくれるなどいろいろあるんですが、これは23年度限りという条件がついています。23年度限りということになると、例えば国の防災会議が津波の想定を来年4月以降に出す、本県では年内12月には仮のといいますが、徳島県版の津波浸水予測ができるような暫定の津波高を出すということですが、それを聞いてから23年度内に補助の申請を出すというのはなかなか困難だというのが市町村の思いです。

そこで、ぜひ今年度で終わりというのではなくて、今後ともぜひ続けていただきたい、そのような意見をいただいておりますが、これについてどのようにお考えか聞かせていただきたいと思っております。

楠本南海地震防災課長

この補助事業に関しましては、東日本大震災以降6月補正で予算化させていただいたものでございます。市への説明で少し誤解があったようでして、当初から来年度以降に実施したい、順番があるなどお聞きしているんですが、確実なことは今年度は予算が確保できていますが、来年度以降は来年度予算になるということで、危機管理局としては継続的に実施したいという思いでおりますが、予算の関係上、そういったお返事を鳴門市にはさせていただいております。

川端委員

わかりました。来年度も続けたい意向は伝わってきましたので、私からそのようにお伝えしておきたいと思っております。

防災を市町村の責務だとしますと、財政にゆとりのあるところと財政の苦しいところでは防災対策に対してかける予算も違ってきますよね。そういうことで、先ほども申し上げましたように、市町村の責務というのわかりますが、防災に対して全県一区での3次計画のもとで、市町村が乗ってこれるような、市町村がお金がないので辛抱しないといけないようなことにならないようお願いして終わります。

西沢副委員長

今、川端委員が言われた中で、確認ですが私たちの携帯でもずっと使っていると電源は余りもたないですね。非常電源も余りもたないでしょう。ということは、衛星電話の電源も長もちせんと思うので、これはどうふうに確保できるんですか。

楠本南海地震防災課長

携帯と同じように待ち受け時間と通話時間というのがあります。それぞれバッテリーでございます。補助に関しましては、発電機というのも国の助成のセットにはなっております。それから車載で使えるような製品もございまして、車のシガーのところから電源がとれるようなオプションもございまして、やはり携帯と同じように電源の確保は必要でございます。

西沢副委員長

まさかのときにそのようなことにならないように、部品もセットできちんと構えてほしいなと思います。

それはさておき、このたび検討委員会をやっておりますが、この防災対策特別委員会でいろんな意見が出ておりますが、これをやはりきちんと検討委員会の中で意見を伝えていただいて、反映できるものはしてほしいと思いますが、今まできちんとしてくれていたんでしょうか。今度2回目があると思いますが、していただけたらいいんですけどね。

河野危機管理部次長

ただいま西沢副委員長さんから、議会の意見を検討会に反映できているのかということで、6月、9月といろんな御議論いただきまして、それはすべて反映。減災検討委員会を初め、今始まっております条例の検討委員会でありますとか、それにはしっかりと意見を申し入れたいと思います。

西沢副委員長

よろしく願います。そして、非常に大問題が待ち構えているんですけど、今まで東海は東海、東南海、南海、また予算の要る面では三連動のことも復旧復興費がどれくらい要るかありましたよね。今までのシミュレーションの中でどのくらいでしたでしょうか。

楠本南海地震防災課長

大体 50 兆から 80 兆円くらいの被害というのが出ております。

西沢副委員長

そうですね、いろいろ幅があって最大で 80 兆円くらいですかね。今度の見直しということでは小さく見直すのではないですね。津波の高さは大きく見積もるといことで、最大 80 兆円が何割もふえるのではないかということは、100 兆円超えるのではないか。

今、20 兆円で国はがたがた言ってますね。このことをこの前の 11 月 15 日の全国都道府県議会議員研究交流大会で、第 1 分科会の「災害と議会活動」の中で、1 発目に手を挙げて言わせていただきました。皆さんに議論してほしいなと思ったんですね。というのは、いろんなことを復旧復興計画をやっていますが、お金がなければ絵にかいたもち。100 兆円超すものに対して、国が 20 兆円でかなりがたがたと言って、いろんな案が出ていますがまとまらない。そんな中で数倍、5 倍以上のお金が要る。どうするんでしょうか。どう思いますか。答えられないですよ。どの国会議員、総理大臣に聞いたって、よう答えんですよ。でも、こんなことを検討しなければ、今までみんながやってきたことは何にもならないですよ。仮設住宅も来ないですよ。どうしてこんなことを検討しないんでしょうかね。国のほうは。地震が来たら日本が終わってしまうということではないんですか。だれも手をつけない。そんなこと言い出したらどうしようもないって、そういうことなんですかね。こんなことでいいんでしょうかね。どう思います。率直な意見を願います。

中張危機管理部長

すつと浮かんでこないのが正直なところですよ。確かに三連動が来ますと、愛知県から初まって主要な工業地帯がやられますね。そういうような状況になってきますし、大阪湾にも入ってきますし、相当な被害が出るという状況ですので、どうお答えしていいか……。これは副委員長からのお話にもありましたように、国でもまだまとめた話ができない状況ではあります。

西沢副委員長

そうですね。今まで国のほうでもやったことないですよ。だからといってずっとやらなくていいんですかね。これは徳島県のほうから、こんな案はきちんとしてほしいと国のほうに提言していかなければならないんじゃないですかね。

できないものはできないですよ。日本国内でできないことはどうするんですかってことですよ。外国に応援を求めなければいけないでしょ。三連動、四連動、五連動みたいなばかでかいやつは日本国内で対応できないのであれば、外国と一緒にやらなければいけないじゃないですか。そんなことは起こってからお願いしなすと言うんでは難しいですね。国が行わないのであれば、県のほうからちゃんと大きく国に提言していく。まずはこれどう思われますか。

中張危機管理部長

国へ提言ということですが、これまずは国がしっかりと考えていくべきであろうと思います。

日本全国的な規模での復興を考えていかなければならないわけですから、当然、復興に当たっては外国からの支援ももらいながら、日本全国民が頑張って復興を果たしていくという状況になります。先ほども申し上げましたが、今の状況の中で私としてこうだという考えは持ち合わせておりません。

西沢副委員長

マスコミの方もおられますけど、こんなことをきちんと取り上げていかなければ日本は終わってしまいますので、問題は問題として、なかなか難しい問題でもやはりきちんと議論していくということがまず大切なのではないかなと思います。一番最後の詰めはお金ですからね。幾ら皆さんが一生懸命やってもお金がなければどうしようもない。そのあたりはみんなで声を上げていかなければならないのではないかなと思います。

そんな中で何ができるのか。さっきも言いましたが日本できなければ外国と一緒にあって、大災害に直面したときにどうするのか、国連なんかが中心になって議論してほしいなと個人的には思います。日本が一番大きな災害に遭ったんですから、国が外国に物申していくべきと違うかなあと。応援態勢だけで、応援してもらう態勢というのは日本はやってこなかったですが、応援してもらう、相互に応援するというのを国対国、世界的にやってもらいたいと心から願います。

それからその中で例えばお金の要ることを最小限にしていく、工夫していく努力も当然必要ですよ。前にも言いましたように仮設住宅なんかはどうするんですかね。すごい数をつくりましたが処分はどうするんでしょうか。前にも申し上げましたように、仮設住宅の有効利用というのを最初から考えて、仮設住宅のつくり方、設計の仕方、こういうのも検討して、使えるものは仮住まいが終わった後からも使っていく。いろいろなことを

考えれば、金がもっともっと少なくなる方法あるんですよ。大災害だから何ほでもお金が出るわということではなくて、今言ったようにお金はないんですよ。大災害だからこそ効率よく、出費を少なくできるのか考えて行動すべきと思うんです。こういうことも徳島発で提言して行ってほしいですね。わかっていますか。これは全国の議員研究大会でも言いました。

それからもう一つ、重大なこと。やり方によってはすごい人数が助かるかもしれないということを今まで言ってきました。

平成 17 年 2 月定例会、一般質問で地震の予知のことを言いましたね。これ以前から言っていますが、平成 17 年の 2 月ですから 6 年半になりますよね。東海地震の発生が予知されたとき、または東海地震、東南海地震が発生したとき、次はすぐに南海地震が発生する可能性が十分にある。三連動ですね。東海地震を予知ととらえて、どういふ体制をとるんかとずっと言ってきました。ほかの県もなかなか難しいのかなという気がします。ほかの県の状況をどんなものか聞いてみました。

警戒宣言が発令された場合を想定した防災訓練をやっていますか。防災訓練を行うということは、大体の方向性が決まってからでないといけません。防災訓練は方向が決まってから一遍やってみるというのが防災訓練ですね。

それで、平成 21 年度に東京都は 1 度行っています。多分図上訓練でしょう。神奈川県、なし。山梨県、1 年に 2 回ずつ行っています。これは山のほうですね。長野県も 21 年と 22 年に 1 回ずつ行っています。それから岐阜県、22 年度 1 回、静岡県、21 年、22 年に 1 回ずつ、愛知県はなし、三重県、21 年、22 年に 1 回ずつ図上訓練を行っています。内容はさまざまかもしれませんが、ほとんどが中身は余りないかもしれませんね。

警戒宣言が発令された場合の対応、東京は細々書いてありますが、内容はそれほど大したことはないかなと思います。神奈川県、地域災害警戒本部の設置、強化計画に基づく対策の実施、これはよくわかりません。それから静岡県なんかは警戒本部を設置、これだけです。愛知県も全職員参集、これだけです。三重県、三重県地震災害計画本部条例、同運営要綱に基づき対応、よくわかりません。警戒宣言が発生した場合の対応としては、いいところで警戒本部を設置というところが多いようですが徳島県はどうなっていますか。

楠本南海地震防災課長

今、副委員長がおっしゃった都府県は東海地震の強化地域に指定されているところで、直接、東海地震の被害を受ける強化地域を含む自治体であります。東海地震単独とすると、徳島県は重大な被害を直接受ける地域には指定されておられません。徳島県は南海地震への対応ということになっておりますので、徳島県におきましては東海地震の警戒情報等に関連しての訓練は実施してないと思います。

西沢副委員長

東海地震の場合、徳島県はどうするかということも考えていないということですね。

先ほど言いましたように、平成 17 年 2 月定例会の一般質問に対する答弁。「東海地域におきまして気象庁から事前注意情報が発表された場合には、本県におきましては必要な職員を参集しまして災害対策警戒本部を設置するなど事前の活動体制を整える必要があると考えております。さらに、内閣総理大臣から東海地域の警戒宣言が発令された場合や、東海、東南海地震発生時には、議員御提案のとおり南海地震の予知

ともとらえ、県内で相当規模の地震災害が発生するおそれがあることから、東海地域で警戒宣言発令時に設置される地震災害警戒本部を参考にしまして、本県におきましても知事をトップとする組織を設置し、適切な対策を講じる必要があると考えております」云々という文言です。

要するに行動を起こそうというような答弁をいただいたわけですよね。対策本部を設置する。「具体的かつ総合的な災害対策訓練を実施してまいりたいと考えております」となっております。

それから6年半です。どうでしょうか。本当に東日本大震災が起こって、非常に近づいたと思いますよ。ほぼ60%。東海地震は87%ですね。東海地震の87%は100%とかわりませんよ。今起こってもおかしくない。だからそういうときに、東海地震が起こった、こちらはそれに対して、例えば海へ出ていく漁師さんを早く戻す、当たり前ですよね。病院の患者さんはどうするのか、介護施設に入っている人はどうするのか。いろいろありますけれど、できないこともたくさんありますよ。病院の患者さんなんかは、すぐには動かせないですよね。それはわかっています。でもできることもいっぱいありますよ。6年半前、それらを考えてくださいよと言ったんですよ。考えますと言ってくれた。きちんと訓練などやりますと言ったんですよ。それなのにそのままですよね。今、3月11日以前に比べても大変厳しい状況になっています。だから急がないといけない。実際に地震が来たらどうするんですか。

徳島県だけでも何千人の命が助かる可能性があるんですよ。隣のおじいちゃんが足が痛くて逃げれない。じゃあ、事前に高台に逃がしておいたら、その人の命は助かるんですよ。そんな人がどのくらいいると思いますか。この前の選挙のときにいっぱい言われました。目の前にある避難タワーまで歩いていけない。逃げれない。逃げることができない人は、実際いっぱいいるんですから。自主防災組織とか隣組の人が東海地震が起こったり、予知されたときに、そういう逃げられない人を避難させる。そう構えておいて、いざそのときになったら行動する。それだけで非常に多く人の命が助かる可能性が十分にある。これらをほうっておいたら、それは非常に大きな人災ですよ。何千人もの命を殺してしまうことになる。どう思いますか、だれか答えてください。

中張危機管理部長

今、西沢副委員長から予知、東海地震が起こって、東南海、南海という段階で来るという、時間差攻撃といえますか、そういうお話ですが、これは当然、我々も毎年大きな訓練も行っておりますし、地域においても避難訓練等を行っております。ですから東海で大きな地震があったということになれば、今は三連動ということで行われているわけですから、我々としても県民としても、次に来るといことが予知される。我々としても、すぐに逃げるということは自然とできるように訓練していく必要があると思いますし、そうならなければいけないと思っております。

西沢副委員長

この前の東日本大震災では全世界から非常に多くの国々が応援態勢をとると言ってきました。でも、ほとんどの国を拒否しました。なぜですか。東海、東南海、南海のような広域大災害を想定していなかった。想定外ですね。でも、想定しておいて日本では対応できないことを外国に応援を頼むのは当たり前でないですか。そんなときのことをきちんと考えていたら、受け入れを行っていますよ。でも起こってからやったから、できな

かったんじゃないですか。

要するに起こってからではできないことがたくさんあるんですよ。起こる前に何をするか、それによって大勢の命が助かるということがたくさんあると思うんですよ。それをよく考えて、できるようにするのが行政ではないんですか。そのままにしておいて、住民が勝手にやるわけではいけませんよ。そう思いませんか。今やらなければならないことをやってください。それだけ言いたいんです。いかがでしょうかね。

中張危機管理部長

今の副委員長のお話でございますけれども、そのために我々としても今回の東日本大震災の検証もしまして、いろいろな対策をとっていこうとしております。

国レベルの話もあるでしょうし、個人レベル、それこそ自助、共助、公助、レベルはいろいろあると思います。ですから、そのレベルごとで皆さんができることをやっていただけるように、県としても、市町村と一緒に連携してやっていきたい、やっていると思っております。私どもはそう思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

西沢副委員長

きょう私が言った2つの問題、これをできれば減災検討委員会のほうに話をきちんと出していただいて、ちゃんと私の主張を交えて議論していただきたい。その中で委員みんなにこのことをどう思うか問いかけてください。2つ言いました。財政の問題、予知の問題、この問題が出てきている。どう思いますかということを中心に聞いてください。それだけお願いして終わります。

南委員長

以上で質疑は終わります。

次に、委員の派遣についてでございます。

来代委員から、調査計画書の提出がありました。内容は12月27日に、宮城県女川町において、多層コンテナ仮設住宅のメリット、デメリットを調査するものであります。

ついてはお諮りいたします。

本件について、派遣の決定をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは派遣を決定いたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(16時32分)